

○ 金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>第1章 金融商品取引法</p> <p>金商法第2条（定義）関係</p> <p><u>（電子記録移転権利に該当する場合）</u></p> <p><u>2-2-2 金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利は、電子的な方法によって事実上多くの投資者間で流通する可能性が生じることから、同項に規定する第一項有価証券とされている。電子記録移転権利に該当するか否かは、このような趣旨も踏まえ、個別具体的に判断する必要があるが、契約上又は実態上、発行者等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿（当該帳簿と連動した帳簿を含む。以下2-2-2において「電子帳簿」という。）の書換え（財産的価値の移転）と権利の移転が一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当することに留意する。例えば、あるアドレスから他のアドレスに移転されたトークン数量が記録されているブロックチェーンを利用する場合には、この記録されたトークン数量が財産的価値に該当する。ただし、電子帳簿の書換え（財産的価値の移転）と権利の移転が一連として行われる場合であっても、その電子帳簿が発行者等の内部で事務的に作成されているものにすぎず、取引の当事者又は媒介者が当該電子帳簿を参照することができないなど売主の権利保有状況を知り得る状態にない場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>第1章 金融商品取引法</p> <p>金商法第2条（定義）関係</p> <p>（新設）</p>

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改正案	現 行
<p><b>【省略用語例】</b> このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。 [省略用語例略]</p> <p>A 共通事項</p> <p>1-1-1 ガイドラインの趣旨 本ガイドラインは、あくまで法令の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）及び審査・処分基準・目安等を示したものであり、個別の事情に応じて、法令の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。 なお、本ガイドラインにおいて明示された事項に限らず、法令等の解釈・適用に当たっては、法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされることに留意する。</p> <p>1-1-2 基本的な考え方 開示行政の目的は、企業内容等の適切な開示を確保することにより、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。 開示行政を行うに当たっては、個別具体的に列挙された規定のみを機械的・画一的に適用するのではなく、法令の趣旨を踏まえ、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、投資者に理解しやすく、誤解を生じさせない形で、適切に開示されることを確保することが必要である。 このような目的を果たすためには、開示内容が、投資者の投資判断に当たっての必要性や社会常識等に照らして判断されたものであることが重要であり、開示しようとする項目・事項が個別具体的に規定されていないことや前例がないこと等をもって、開示する必要がないと考えることがないように留意する必要がある。また、提出者等にとって都合が悪い事項が開示されないことや、提出者等の主観的な判断及びその時々における一貫性のない判断によって開示が行われることなどにより、投資者の適切な投資判断を損なうことがないように注意を払う必要がある。 なお、開示書類に係る訂正命令や発行開示に係る効力停止命令等の不利益処分の実施に当たっても、内閣府令やガイドライン等の規定において、個別具体的に列挙された事項のみが開示されていると十分と考えるのではなく、法令等の趣旨を踏まえ、常に公益又は投資者保護の観点から、当該処分の是非及び内容を検討する必要がある。</p> <p>1-2-2 効率的・効果的な事務 行政当局等の限られた資源を有効に利用する観点から、開示行政事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、提出者等に報告や資料提出等を求める場合には、公益又は投資者保護上、必要なものに限定するよう配慮するとともに、開示書類の審査は、公益又は投資者保護上、重要性が高いと考えられる事案や多数の投資者が参加していることに鑑み、法に規定されている金融商品取引所に上場されている有価証券を発行している会社等（以下「上場会社」という。）が提出する書類の審査を優先的に行うな</p>	<p><b>【省略用語例】</b> このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 [同左]</p> <p>A 共通事項</p> <p>1-1-1 ガイドラインの趣旨 本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）及び審査・処分基準・目安等を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。 なお、本ガイドラインにおいて明示された事項に限らず、法令等の解釈・適用に当たっては、法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされることに留意する。</p> <p>1-1-2 基本的な考え方 開示行政の目的は、企業内容等の適切な開示を確保することにより、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。 開示行政を行うに当たっては、個別具体的に列挙された規定のみを機械的・画一的に適用するのではなく、法令の趣旨を踏まえ、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、投資者に理解しやすく、誤解を生じさせない形で、適切に開示されることを確保することが必要である。 このような目的を果たすためには、開示内容が、投資者の投資判断に当たっての必要性や社会常識等に照らして判断されたものであることが重要であり、開示しようとする項目・事項が個別具体的に規定されていないことや前例がないこと等をもって、開示する必要がないと考えることがないように留意する必要がある。また、提出者等にとって都合が悪い事項が開示されないことや、提出者等の主観的な判断及びその時々における一貫性のない判断によって開示が行われることなどにより、投資者の適切な投資判断を損なうことがないように注意を払う必要がある。 なお、開示書類に係る訂正命令や発行開示に係る効力停止命令等の不利益処分の実施に当たっても、内閣府令やガイドライン等の規定において、個別具体的に列挙された事項のみが開示されていると十分と考えるのではなく、法令等の趣旨を踏まえ、常に公益又は投資者保護の観点から、当該処分の是非及び内容を検討する必要がある。</p> <p>1-2-2 効率的・効果的な事務 行政当局等の限られた資源を有効に利用する観点から、開示行政事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、提出者等に報告や資料提出等を求める場合には、公益又は投資者保護上、必要なものに限定するよう配慮するとともに、開示書類の審査は、公益又は投資者保護上、重要性が高いと考えられる事案や多数の投資者が参加していることに鑑み、法に規定されている金融商品取引所（以下「取引所」という。）に上場されている有価証券を発行している会社等（以下「上場会社」という。）が提出す</p>

ど、総花的・画一的な事務を行わないよう注意する必要がある。

#### 1-2-3 迅速な対応

開示書類については、その性格上、速やかに公衆縦覧されることを鑑みれば、開示書類に虚偽記載等の問題がある場合には、迅速に必要な訂正が行われることが重要である。よって、財務局・金融庁は開示書類に問題があることを発見した場合、可及的速やかに行政処分を含めた適正な開示に向けての行政上の対応の検討を開始する必要がある。

#### 1-2-4 事前相談

有価証券届出書等については、提出後に記載内容に重要な事項の不備があることが発見され、訂正届出書が提出された場合、効力が予定どおり生じない等当初予定された日程の変更が避けられないことがあり得る。そのため、このような書類を含め、財務局担当課室は、開示書類の記載内容等について事前の相談に応じることとする。

ただし、事前の相談は、記載上の主要な論点について行われるものであって、財務局担当課室が記載内容全てを事前に確認するために行うものではないことに留意するとともに、提出される開示書類について真実性・正確性等を保証するものではないことに留意する。

#### 1-3-3 金融商品取引所等との連携

金融商品取引所及び金融商品取引業者並びに金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。）とは、市場の透明性を確保し、市場に対する投資者の信頼を高め、市場の健全な発展を図っていくために、適切な連携を行う必要がある。

特に、上場会社は、法令上の規制と併せて各金融商品取引所の定める諸規則等を遵守する必要があることに鑑み、金融庁・財務局と金融商品取引所との間では、公益又は投資者保護を図る目的の範囲において、必要と考えられる情報について情報交換を適切に行うとともに、連絡会議の開催や意見交換等を通じ問題意識の共有を図るよう努めることとする。

なお、金融庁・財務局と金融商品取引所間において、開示内容の整合性を図る等必要な範囲で、有価証券の発行予定に関する情報交換等を積極的に行うこととするが、当該情報については、各機関が定めた実施手順等に即した厳格な管理が必要であることに留意する。

#### 1-4-2 情報の回付

財務局担当課室が、法の開示義務違反等に係る情報等を受けた場合、その内容を記録し、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。金融庁担当課室は、開示義務違反等に係る情報等について、監視委に情報提供を行うこととするほか、必要に応じ、監督担当部局等にも情報提供を行うこととするが、財務局・金融庁は、当該情報の機密性に応じた適切な取扱いを行う必要があることに留意する。

また、金融庁担当課室が運営するディスクロージャー・ホットライン、監視委等から回付された情報等のうち、財務局担当課室の審査において、参考になると考えられるものについては、所管の財務局に回付することとする。

なお、監視委による開示に関する報告徴取の権限行使の結果について、金融庁が法第194条の7第5項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、所管の財務局に結果内容を回付するものとする。

#### 1-5-1 法令照会の対応

- (1) 〔略〕
- (2) 照会に対する回答方法

る書類の審査を優先的に行うなど、総花的・画一的な事務を行わないよう注意する必要がある。

#### 1-2-3 迅速な対応

開示書類については、その性格上、速やかに公衆縦覧されることを鑑みれば、開示書類に虚偽記載等の問題がある場合には、迅速に必要な訂正が行なわれることが重要である。よって、財務局・金融庁は開示書類に問題があることを発見した場合、可及的速やかに行政処分を含めた適正な開示に向けての行政上の対応の検討を開始する必要がある。

#### 1-2-4 事前相談

有価証券届出書等については、提出後に記載内容に重要な事項の不備があることが発見され、訂正届出書が提出された場合、効力が予定どおり生じない等当初予定された日程の変更が避けられないことがあり得る。そのため、このような書類を含め、財務局担当課室は、開示書類の記載内容等について事前の相談に応じることとする。

ただし、事前の相談は、記載上の主要な論点について行なわれるものであって、財務局担当課室が記載内容全てを事前に確認するために行うものではないことに留意するとともに、提出される開示書類について真実性・正確性等を保証するものではないことに留意する。

#### 1-3-3 金融商品取引所等との連携

取引所及び金融商品取引業者並びに金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。）とは、市場の透明性を確保し、市場に対する投資者の信頼を高め、市場の健全な発展を図っていくために、適切な連携を行う必要がある。

特に、上場会社は、法令上の規制と併せて各取引所の定める諸規則等を遵守する必要があることに鑑み、金融庁・財務局と取引所との間では、公益又は投資者保護を図る目的の範囲において、必要と考えられる情報について情報交換を適切に行うとともに、連絡会議の開催や意見交換等を通じ問題意識の共有を図るよう努めることとする。

なお、金融庁・財務局と取引所間において、開示内容の整合性を図る等必要な範囲で、有価証券の発行予定に関する情報交換等は積極的に行うこととするが、当該情報については、各機関が定めた実施手順等に即した厳格な管理が必要であることに留意する。

#### 1-4-2 情報の回付

財務局担当課室が、法の開示義務違反等に係る情報等を受けた場合、その内容を記録し、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。金融庁担当課室は、開示義務違反等に係る情報等について、監視委に情報提供を行うこととするほか、必要に応じ、監督担当部局等にも情報提供を行うこととするが、財務局・金融庁は、当該情報の機密性に応じた適切な取扱いを行う必要があることに留意する。

また、金融庁担当課室が運営するディスクロージャー・ホットライン又は監視委等から回付された情報等のうち、財務局担当課室の審査において、参考になると考えられるものについては、所管の財務局に回付することとする。

なお、監視委による開示に関する報告聴取の権限行使の結果について、金融庁が法第194条の7第5項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、所管の財務局に結果内容を回付するものとする。

#### 1-5-1 法令照会の対応

- (1) 〔同左〕
- (2) 照会に対する回答方法

① 本ガイドライン、パブリック・コメント等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。

②～④ 略

#### 1-5-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）の対応

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めているので、制度の利用に当たっては「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」に従うものとする。

#### 1-6-1 行政指導等を行う際の留意点等

金融庁・財務局が行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。

〔(1)・(2) 略〕

#### (3) 許認可等の権限に関連する行政指導等（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導等に従うことを余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

〔①・② 略〕

#### (4) 行政指導等の方式（行政手続法第35条）

① 行政指導等を行う際には、相手方に対し、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

〔イ・ロ 略〕

ハ 個別の法令に根拠を有する行政指導等を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ 個別の法令に根拠を有さない行政指導等を行う際には、当該行政指導等の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第4項各号に該当する場合を除く。）。

例えば、以下の点に留意する。

イ 〔略〕

ロ 書面交付を拒みうる「行政上特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ハ 〔略〕

#### 1-7 一般的な開示書類の記載における留意事項

開示書類の記載内容の審査に当たっては、以下の一般的な観点で行われているかどうかを留意する。な

① 本ガイドライン又はパブリック・コメント等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。

②～④ 同左

#### 1-5-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）の対応

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めているので、制度の利用に当たっては「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」に従うものとする。

#### 1-6-1 行政指導等を行う際の留意点等

金融庁・財務局が行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。

〔(1)・(2) 同左〕

#### (3) 許認可等の権限に関連する行政指導等（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導等に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

〔①・② 同左〕

#### (4) 行政指導等の方式（行政手続法第35条）

① 〔同左〕

〔イ・ロ 同左〕

ハ 個別の法律に根拠を有する行政指導等を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ 個別の法律に根拠を有さない行政指導等を行う際には、当該行政指導等の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）。

イ 〔同左〕

ロ 書面交付を拒みうる「行政上特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ハ 〔同左〕

#### 1-7 一般的な開示書類の記載における留意事項

開示書類の記載内容の審査に当たっては、以下の一般的な観点で行なわれているかどうかを留意する。

お、金融庁・財務局が、開示内容が真実かつ正確であり若しくは重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は有価証券の価値を保証若しくは承認したものであるとの誤解を提出者等に与えてはならないことに留意する（法第23条等参照）。

(1) 真実性・正確性

開示制度が投資者の投資判断に資するものとして有効に機能するためには、真実かつ正確な開示がなされる必要がある。

(2) 重要性

投資者の投資判断に誤解を生ぜしめないためには、個別に規定されていない事項であっても、投資者の投資判断上、重要な事項であれば開示される必要がある。なお、重要な事項であるか否かは、個別の事情、具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要がある。投資情報として必ずしも重要でない事項について、漏れなく開示が要求されるものではない。

[(3)～(5) 略]

(6) 適法性

有価証券については、その実体、発行の手續等について、会社法（外国会社であればそれに相当するもの）及びその他の規制等が適用される場合があるので、これらに抵触しないように対応する必要がある。

### 1-8-3 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

法の規定により、訂正届出書の提出命令等の不利益処分にかかる聴聞を行おうとする場合には、以下の事項に留意する。

① 聴聞は、法第186条の2の規定に基づき公開して行なうが、聴聞される者から相当な理由により非公開の申出があった場合は、それを認めるものとする。なお、聴聞される者から非公開の申出がない場合においても、聴聞の内容が公開されることについて、公益上の観点から検討を行わなければならないことに留意する。

[(2)・(3) 略]

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴取命令、訂正届出書の提出命令等の不利益処分を行おうとする場合には、行政不服審査法の規定に基づく審査請求ができる旨を書面において示すこととする。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴取命令、訂正届出書の提出命令等の不利益処分を行おうとする場合には、行政事件訴訟法の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面において示すこととする。

### 1-8-4 不利益処分等の公表

訂正命令等の不利益処分については、投資者に対し注意喚起を行い、また、処分に対する予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。なお、その場合、個人のプライバシーについて配慮することに留意する。

また、訂正命令等の不利益処分を行おうとする場合又は重要参考情報を公衆縦覧に供しようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

### 1-9-1 外国会社の取扱い

当ガイドラインにおいて、外国の者（会社以外の者を含む。）が発行者である場合は、別に定める事項以外の事項については原則として同様に取り扱うものとするが、根拠となる当該外国の法令等により、や

なお、金融庁・財務局が、開示内容が真実かつ正確であり若しくは重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は有価証券の価値を保証若しくは承認したものであるとの誤解を提出者等に与えてはならないことに留意する（法第23条等参照）。

(1) 真実性・正確性

開示制度が投資者の投資判断材料に資するものとして有効に機能するためには、真実かつ正確な開示がなされる必要がある。

(2) 重要性

投資者の投資判断に誤解を生ぜしめないためには、個別に規定されていない事項であっても、投資者の投資判断上、重要な事項であれば開示される必要がある。なお、重要な事項であるか否かは、個別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要がある。投資情報として必ずしも重要でない事項について、漏れなく開示が要求されるものではない。

[(3)～(5) 同左]

(6) 適法性

有価証券については、その実体又は発行の手續等について、会社法（外国会社であればそれに相当するもの）及びその他の規制等が適用される場合があるので、これらに抵触しないように対応する必要がある。

### 1-8-3 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

法の規定により、訂正届出書の提出命令等の不利益処分にかかる聴聞を行なおうとする場合には、以下の事項に留意する。

① 聴聞は、法第186条の2の規定に基づき公開して行なうが、聴聞される者から相当な理由により非公開の申出があった場合は、それを認めるものとする。なお、聴聞される者から非公開の申出がない場合においても、聴聞の内容が公開されることについて、公益上の観点から検討を行わなければならないことに留意する。

[(2)・(3) 同左]

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴取命令、又は訂正届出書の提出命令等の不利益処分を行おうとする場合には、行政不服審査法第5条の規定に基づく審査請求ができる旨を書面において示すこととする。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴取命令、又は訂正届出書の提出命令等の不利益処分を行おうとする場合には、行政事件訴訟法第8条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面において示すこととする。

### 1-8-4 不利益処分等の公表

訂正命令等の不利益処分については、投資者に対し注意喚起を行い、また、処分に対する予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。なお、その場合、個人のプライバシーについて配慮することに留意する。

また、訂正命令等の不利益処分を行おうとする又は重要参考情報を公衆縦覧に供しようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

### 1-9-1 外国会社の取扱い

当ガイドラインにおいて、外国の者（会社以外の者を含む。）が発行者である場合、別に定める事項以外の事項については原則として同様に取り扱うものとするが、根拠となる当該外国の法令等により、や

むを得ない事情がある場合は、必要性に応じ、別の取扱いの検討を行うものとする。

#### 1-9-2 電子開示手続時間の延長

開示用電子情報処理組織（法第27条の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下23-5-3において「電子開示システム」という。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。以下1-9-2において同じ。）若しくは任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行うことができる時間（以下1-9-2において「手続時間」という。）は、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（平成14年6月金融庁総務企画局）1-2により、原則として午後5時15分までとされているところであるが、例えば、法第5条第1項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第9条で定める事項（以下1-9-2において「発行価格等」という。）を記載しないで簿記証券届出書（臨時報告書を含む。）又は発行登録書若しくは訂正発行登録書を提出し、当該発行価格等の決定に伴い訂正届出書（当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下1-9-2において同じ。）又は発行登録追補書類（以下1-9-2において「訂正届出書等」という。）を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書等の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する。

具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書等提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書等を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行った上で、午後7時までの間において当該訂正届出書等を受理することに留意する。

#### B 基本ガイドライン

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式）

2-1-2 令第1条の5の2第2項第1号ロ②、同項第2号ロ②及び定義府令第12条第1号ロ②(i)にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘（法第27条の31第1項に規定する特定取得勧誘をいう。以下2-1-2において同じ。）を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第11条の2第2項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付（電磁的方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下2-1-2において同じ。）し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電磁的方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。

（募集に該当しない有価証券の発行）

2-4 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。

- ① 会社の設立に際し、会社法第25条第1項第1号の規定により株式の全部を発起人引受けにより発行する場合  
②～⑩ 略

むを得ない事情がある場合、必要性に応じ、別の取扱いの検討を行うものとする。

#### 1-9-2 電子開示手続時間の延長

電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間（以下1-9-2において「手続時間」という。）は、開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（平成14年6月大蔵省金融企画局）1-2により、原則として午後5時15分までとされているところであるが、例えば、法第5条第1項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第9条で定める事項（以下1-9-2において「発行価格等」という。）を記載しないで簿記証券届出書（臨時報告書を含む。）又は発行登録書若しくは訂正発行登録書を提出し、当該発行価格等の決定に伴い訂正届出書（当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下1-9-2において同じ。）又は発行登録追補書類（以下1-9-2において「訂正届出書等」という。）を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書等の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する。

具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書等提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書等を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行った上で、午後7時までの間において当該訂正届出書等を受理することに留意する。

#### B 基本ガイドライン

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式）

2-1-2 令第1条の5の2第2項第1号ロ、同項第2号ロ及び定義府令第12条第1号ロ①にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘（法第27条の31第1項に規定する特定取得勧誘をいう。以下2-1-2において同じ。）を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第11条の2第1項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付（電磁的方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下2-1-2において同じ。）し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電磁的方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。

（募集に該当しない有価証券の発行）

2-4 ① [同左]

- ① 会社の設立に際し、会社法第25条の規定により株式の全部を発起人引受けにより発行する場合

②～⑩ 同左]

(数種の株式)

2-6 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式(例えば、普通株と優先株)は、定義府令第10条の2第1項第9号に定める事項が同一でないことに留意する。

2-7 法第2条第1項第15号に掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券で同項第15号に掲げる有価証券の性質を有するものにおける定義府令第13条第3項第1号イ(2)及びロ(1)(ii)並びに第13条の7第3項第1号イ(2)及びロ(1)(ii)に掲げる要件に該当する場合は、例えば、コマースヤル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマースヤル・ペーパーの枚数又は単位の数が50未満である場合をいう。

(売付け勧誘等において勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合)

2-8 既に発行された有価証券の売付け勧誘等の相手方に適格機関投資家が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする売付け勧誘等を含めた売付け勧誘等全体が「有価証券の売出し」(法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。2-11において同じ。)に該当することに留意する。

- ① 令第1条の7の4に定める場合に該当せず、かつ、当該適格機関投資家を含めた当該売付け勧誘等の相手方の人数が50名以上である場合
- ② 令第1条の7の4に定める場合に該当し、かつ、当該売付け勧誘等の相手方の人数から当該適格機関投資家の人数を控除して得た人数が50名以上である場合

(令第1条の8の3に規定する50名の計算方法)

2-9 令第1条の8の3に規定する50名は、売付け又は買付けようとする有価証券の売付け勧誘等の相手方に同種の既発行証券(同条に規定する同種の既発行証券をいう。)の売付け勧誘等を行った相手方と同一の者が含まれる場合には、当該者も含めた延べ人数により計算することに留意する。

(令第1条の7の3第11号に規定する有価証券の売買の取次ぎ)

2-10 令第1条の7の3第11号に規定する有価証券の売買の際に、当該有価証券について、金融商品取引業者等が取得し、保有している在庫の一覧表(同号に規定する有価証券以外の有価証券が含まれている場合を除き、取引価格が含まれていないものに限る。)を顧客に提供する行為は、同号に規定する金融商品取引業者等が顧客のために取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買の一連の行為であることに留意する。

(取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為)

2-12 例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。

- ①～③ 略
- ④ 法若しくは法に基づく命令又は金融商品取引所の定款その他の規則に基づく情報の開示
- ⑤～⑧ 略

法第2条の3(組織再編成等)関係

(特定組織再編成発行手続に該当しない有価証券の発行)

2の3-1 法第2条の3第4項第2号イ又はロに該当する場合には、「特定組織再編成発行手続」とはならないことに留意する。

(数種の株式)

2-6 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式(例えば、普通株と優先株)は、定義府令第10条の2第1項第9号に定める事項が同一でないことに留意する。

2-7 法第2条第1項第15号に掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券で同項第15号に掲げる有価証券の性質を有するものにおける定義府令第13条第3項第1号及び第13条の7第3項第1号に掲げる要件に該当する場合は、例えば、コマースヤル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマースヤル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。

(売付け勧誘等において勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合)

2-8 既に発行された有価証券の売付け勧誘等の相手方に適格機関投資家が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする売付け勧誘等を含めた売付け勧誘等全体が「有価証券の売出し」(法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。)に該当することに留意する。

- ① 令第1条の7の4に定める場合に該当せず、かつ、当該適格機関投資家を含めた当該取得勧誘の相手方の人数が50名以上である場合
- ② 令第1条の7の4に定める場合に該当し、かつ、当該取得勧誘の相手方の人数から当該適格機関投資家の人数を控除して得た人数が50名以上である場合

(令第1条の8の4に規定する50名の計算方法)

2-9 令第1条の8の4に規定する50名は、売付け又は買付けようとする有価証券の売付け勧誘等の相手方に同種の既発行証券(同条に規定する同種の既発行証券をいう。)の売付け勧誘等を行った相手方と同一の者が含まれる場合には、当該者も含めた延べ人数により計算することに留意する。

(令第1条の7の3第11号に規定する有価証券の売買の取次ぎ)

2-10 令第1条の7の3第11号に規定する有価証券の売買の際に、当該有価証券について、金融商品取引業者等が購入し、保有している在庫の一覧表(同号に規定する有価証券以外の有価証券が含まれている場合を除き、取引価格が含まれていないものに限る。)を顧客に提供する行為は、同号に規定する金融商品取引業者等が顧客のために取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買の一連の行為であることに留意する。

(取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為)

2-12 [同左]

- ①～③ 同左
- ④ 法若しくは法に基づく命令又は取引所の定款その他の規則に基づく情報の開示
- ⑤～⑧ 略

法第2条の2(組織再編成等)関係

(特定組織再編成発行手続に該当しない有価証券の発行)

2の2-1 法第2条の2第4項第2号イ又はロに該当する場合には、「特定組織再編成発行手続」とはならないことに留意する。

(募集又は売出行為)

4-1 有価証券の募集又は売出し(法第4条第4項に規定する有価証券の売出し(法第2条の3第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。)をいう。)に関する文書(新株割当通知書及び株式申込証を含む。)を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならないことに留意する。

(新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等)

4-5 新株予約権付社債券の募集又は売出し(法第4条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。24の5-8及び24の5-9を除き、以下同じ。)に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第5項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

(通算規定の適用)

4-6 開示府令第2条第5項第2号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去1年以内に募集又は売出しを開始(有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。)したものと及び過去1年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

(通算規定の対象としない募集又は売出し)

4-7 開示府令第2条第5項第2号に規定する「法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去1年以内において法第4条第1項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出し並びに過去1年以内において法第23条の8第1項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

(通算規定の対象とする発行価額又は売価額)

4-8 開示府令第2条第5項第2号の規定により通算の対象とされるすでに完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売価額の総額によるものとする。

(通算規定の対象とする発行価額)

4-9 開示府令第2条第5項第3号の規定により通算の対象とされる6月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-8を準用する。

(募集又は売出行為)

4-1 有価証券の募集又は売出し(法第4条第4項に規定する有価証券の売出し(法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。)をいう。)に関する文書(新株割当通知書及び株式申込証を含む。)を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならないことに留意する。

(新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等)

4-5 新株予約権付社債券の募集又は売出し(法第4条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。24の5-8及び24の5-9を除き、以下同じ。)に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第4項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

(通算規定の適用)

4-6 開示府令第2条第4項第2号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去1年以内に募集又は売出しを開始(有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。)したものと及び過去1年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

(通算規定の対象としない募集又は売出し)

4-7 開示府令第2条第4項第2号に規定する「法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去1年以内において法第4条第1項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出し並びに過去1年以内において法第23条の8第1項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売価額の総額が1億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

(通算規定の対象とする発行価額又は売価額)

4-8 開示府令第2条第4項第2号の規定により通算の対象とされるすでに完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売価額の総額によるものとする。

(通算規定の対象とする発行価額)

4-9 開示府令第2条第4項第3号の規定により通算の対象とされる6月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-8を準用する。

(通算規定の対象とする売価額)

4-10 開示府令第2条第5項第3号の2の規定により通算の対象とされる1月以内に売付け勧誘等が行われた既発行証券の売価額の総額については、4-8を準用する。

(並行募集又は売出し)

4-11 開示府令第2条第5項第4号及び第5号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

(届出を要する1億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し)

4-12 開示府令第2条第5項第5号に規定する「第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出し」とは、発行価額又は売価額の総額が1億円未満である2以上の同一の種類の有価証券の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が1億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同項第2号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当する場合)

4-16 その発行の際に取得勧誘(法第2条の3第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。以下4-16において同じ。)が法第2条第3項第1号の規定によりその取得勧誘の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券並びに同項第2号イ及び法第2条の3第4項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が、例えば、2-5の①から⑤までに掲げる者に該当することを知りながら取得勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当することに留意する。

(有価証券届出書の提出期限の特例が適用される場合)

4-18 法第4条第4項に規定する有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対し行われる場合とは、一定の日における株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える方法によって株式又は新株予約権の募集を行う場合及び一定の日における株主に優先的に応募資格を与える募集又は売出しを行う場合をいう。

(「開示が行われている場合」に該当する場合)

4-21 当該有価証券自体が以前の募集又は売出しの届出に係るものであった場合のほか、例えば、以下のものに該当する場合でも、その発行者が有価証券報告書の提出を免除されている者でない限り、法第4条第7項に規定する「開示が行われている場合」に該当することとなるので留意する。

①・② 略

③ ②の他、当該株券自体は以前の募集又は売出しの届出の対象となっていないが、同一の発行者による他の株券(普通株と優先株のように株式の種類が異なるものは除く。)が法第24条第1項第1号、第2号又は第4号に該当し、有価証券報告書が既に提出されている場合

④ [略]

(組織再編に係る有価証券届出書の提出・受理について)

4-22 法第2条の3第2項に規定する組織再編成発行手続又は同条第3項に規定する組織再編成交付手続における発行価額又は売価額の総額については、原則として、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に定めるところによる株主資本等変動額、引き継ぐ株主資本等、又は株主資本等の総額とする。なお、当該

(通算規定の対象とする売価額)

4-10 開示府令第2条第4項第3号の2の規定により通算の対象とされる1月以内に売付け勧誘等が行われた既発行証券の売価額の総額については、4-8を準用する。

(並行募集又は売出し)

4-11 開示府令第2条第4項第4号及び第5号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

(届出を要する1億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し)

4-12 開示府令第2条第4項第5号に規定する「第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出し」とは、発行価額又は売価額の総額が1億円未満である2以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が1億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同条第2号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当する場合)

4-16 その発行の際に取得勧誘(法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。)が法第2条第3項第1号の規定によりその取得勧誘の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券並びに同項第2号イ及び法第2条の2第4項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が、例えば、2-5の①から⑤までに掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当することに留意する。

(有価証券届出書の提出期限の特例が適用される場合)

4-18 法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる場合」とは、一定の日における株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える方法によって株式又は新株予約権の募集を行う場合及び一定の日における株主に優先的に応募資格を与える募集又は売出しを行う場合をいう。

(「開示が行われている場合」に該当する場合)

4-21 [同左]

①・② 同左

③ ②の他、当該株券自体は以前の募集又は売出しの届出の対象となっていないが、同一の発行者による他の株券(普通株と優先株のように株式の種類が異なるものは除く。)が法第24条第1項第1号、第2号及び第4号に該当し、有価証券報告書が既に提出されている場合

④ [同左]

(組織再編に係る有価証券届出書の提出・受理について)

4-22 法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続又は法第2条の2第3項に規定する組織再編成交付手続における発行価額又は売価額の総額については、原則として、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に定めるところによる株主資本等変動額、引き継ぐ株主資本等、又は株主資本等の総額とする。

組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続において、当該株主資本の額が確定しないときは、適切な方法により算定された見込額をもって発行価額又は売価額の総額とする。

(無届募集等について)

4-23

イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応

有価証券届出書又は発行登録書(発行登録追補書類を含む。)(以下4-23において「有価証券届出書等」という。)を提出せずに、募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。)を行っている場合(以下4-23において「無届募集等」という。)に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

(1) [略]

(2) 無届募集等を行っていることが判明した場合

直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する方法、様式4-2の文書による照会等により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。

[①・② 略]

(3) [略]

(4) (2)②の警告又は(3)の告発を行ったときは、これらの措置の対象となった行為者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名等について公表するとともに、警告を行った文書等の写しを速やかに金融庁へ送付する。送付を受けた金融庁においては、公表が行われた行為者の一覧表を作成し公表するものとする。

なお、警告の対象となった行為者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、行為者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく、上記の公表等を行うものとする。

(様式4-1)

<p>無届けで募集を行っている者に対する警告書(案)</p> <p>(商号) (代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p>金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。</p> <p>今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は有価証券の募集に該当するおそれがあると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</p> <p>つきましては、貴社における是正措置状況を〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</p> <p>なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。</p>
--

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

なお、当該組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続において、当該株主資本の額が確定しないときは、適切な方法により算定された見込額をもって発行価額又は売価額の総額とする。

(無届募集等について)

4-23

イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応

[同左]

(1) [同左]

(2) 無届募集等を行っていることが判明した場合

直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する方法又は様式4-2の文書による照会等により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。

[①・② 同左]

(3) [同左]

(4) (2)②の警告又は(3)の告発を行ったときは、これらの措置の対象となった行為者の商号又は名称、所在地及び代表者の氏名等について公表するとともに、警告を行った文書等の写しを速やかに金融庁へ送付する。送付を受けた金融庁においては、公表が行われた行為者の一覧表を作成し公表するものとする。

なお、警告の対象となった行為者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、行為者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく、上記の公表等を行うものとする。

(様式4-1)

<p>無届けで募集を行っている者に対する警告書(案)</p> <p>(商号) (代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p>金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。</p> <p>今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は有価証券の募集に該当するおそれがあると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</p> <p>つきましては、貴社における是正措置状況を〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</p> <p>なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。</p>
---

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

(様式4-2)

無届けで募集を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

(商号)  
(代表者の氏名)

〇〇財務(支)局長 印

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局に貴社が有価証券の募集に該当するおそれがある行為を行っているとの情報が寄せられております。

つきましては、貴社における当該行為の状況を〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

ロ [略]

(有価証券報告書の提出を要しなくなった場合の取扱い)

4-24 有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等(以下4-24において「有価証券の勧誘」という。)に当たり、当該有価証券が法第24条第1項ただし書の規定に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなっている場合、当該有価証券が法第24条第1項第3号又は第4号に該当する有価証券でないものとして、法2条第3項及び第4項の規定を適用し、有価証券届出書の提出を要しないことに留意する。

ただし、当該有価証券が法第24条第1項第4号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、当該会社の資本金の額が法令で定める額未満、若しくは当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満となったことにより、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該要件を満たさなくなることが明らかとなる~~とき~~、又は当該有価証券が法第24条第1項第3号若しくは第4号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして承認を受け、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該承認の要件を満たさなくなることが明らかとなる~~とき~~を除くことに留意する。

(様式上の項目以外の項目の追加)

5-3 有価証券届出書の様式上の項目以外で、投資者の投資判断に誤解を生じない範囲において、特に記載すべき事項がある場合には、様式上の項目以外の項目を設けて、当該必要事項を記載することができるものとする。

例えば、有価証券の募集又は売出しが特殊な方法により行われる場合、有価証券の募集又は売出しが本邦外において同時に行われる場合、有価証券の募集又は売出しに関連し有価証券の保有者又は引受人等との合意がある場合、有価証券の募集又は売出しに付随し開示府令第19条第2項第1号(1)に定める方法で引受人に割当が行われる場合等は、有価証券届出書の各様式「第一部」中「第1 募集要項」又は「第2 売出要項」の次に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設け、その旨及び当該関連事項の内容

(様式4-2)

無届けで募集を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

(商号)  
(代表者の氏名)

〇〇財務(支)局長 印

金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局に貴社が有価証券の募集に該当するおそれがある行為を行っているとの情報が寄せられております。

つきましては、貴社における当該行為の状況を〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

ロ [同左]

(有価証券報告書の提出を要しなくなった場合の取扱い)

4-24 有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘(以下4-24において「有価証券の勧誘」という。)に当たり、当該有価証券が法第24条第1項ただし書きの規定に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなっている場合、当該有価証券が法第24条第1項第3号又は第4号に該当する有価証券でないものとして、法2条第3項及び第4項の規定を適用し、有価証券届出書の提出を要しないことに留意する。

ただし、当該有価証券が法第24条第1項第4号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、当該会社の資本金の額が5億円未満、若しくは当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満となったことにより、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該要件を満たさなくなることが明らかとなる~~場合~~、又は、当該有価証券が法第24条第1項第3号若しくは第4号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた場合において、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして承認を受け、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該承認の要件を満たさなくなることが明らかとなる~~場合~~を除くことに留意する。

(様式上の項目以外の項目の追加)

5-3 有価証券届出書の様式上の項目以外で、投資者の投資判断に誤解を生じない範囲において、特に記載すべき事項がある場合には、様式上の項目以外の項目を設けて、当該必要事項を記載することができるものとする。

例えば、有価証券の募集若しくは売出しが特殊な方法により行われる場合、有価証券の募集若しくは売出しが本邦外において同時に行われる場合、有価証券の募集若しくは売出しに関連し、有価証券の保有者若しくは引受人等との合意がある場合、又は有価証券の募集若しくは売出しに付随し、開示府令第19条第2項第1号(1)に定める方法で引受人に割当が行われる場合等は、有価証券届出書の各様式「第一部」中「第1 募集要項」又は「第2 売出要項」の次に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設

を記載することができる。

5-7 有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが開示府令第19条第2項第1号フ(1)から(3)までに掲げる方法により行われる場合には、有価証券届出書の様式中第一部第1の2(1)「募集の方法」の「その他の者に対する割当」、第1の4(1)「募集の条件」又は第1の5「新株予約権付社債に関する事項」の欄の欄外にそれぞれ該当する概要を注記することに留意する。

5-9 開示府令第2号様式記載上の注意(13)kの規定により「財務上の特約」の欄を記載する場合には、おおよね次のとおりとする。

① 〔略〕

② 「その他の条項」の欄には、純資産額維持、利益維持、担保切替等の財務上の特約に関する次のようなものがあればそれを記載するものとする。また、下記に掲げたいずれのものにも該当しない別種の財務上の特約がある場合には、その内容を全て詳細に記載するものとする。ただし、これらの条項が存在しない場合には「該当条項なし」と記載するものとする。

「当社の決算期における貸借対照表に示される純資産額が、〇〇億円（発行直前期の純資産額の〇〇％）未満となった場合には、当社は本社債について期限の利益を（即時又は一定の補正期間経過後）喪失する。」

「当社の決算期における損益計算書に示される経常損益が、〇期連続して損失となった場合には、当社は本社債について期限の利益を（即時又は一定の補正期間経過後）喪失する。」

「当社が本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を（即時又は一定の補正期間経過後）設定した場合には、財務上の特約のうち、〇〇の条項は適用されない。」

（誤解を生ぜしめるような記載）

5-10 開示府令第2号様式記載上の注意(24)aに規定する「工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項」の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意し、また、例えば、次のような投資判断資料として誤解を生ぜしめるような記載についてはこれを行わないことに留意する。

〔①～③ 略〕

5-11 開示府令第2号様式記載上の注意(24)aの規定により、「株価、株価収益率（以下5-11において「PER」という。）及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第3項の規定による書類（以下「大量保有報告書等」という。）の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

〔①・② 略〕

5-16 開示府令第2号様式記載上の注意(45)cに規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及び同eに規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式

け、その旨及び当該関連事項の内容を記載することができる。

5-7 有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが開示府令第19条第2項第1号フ(1)から(3)までに掲げる方法により行われる場合には、有価証券届出書の様式中第一部第1の2(1)「募集の方法」の「その他の者に対する割当」、第1の4(1)「募集の条件」又は第1の5「新株予約権付社債に関する事項」の欄の欄外にそれぞれ該当する概要を注記することに留意する。

5-9 〔同左〕

① 〔同左〕

② 〔同左〕

「当社の決算期における貸借対照表に示される純資産額が、〇〇億円（発行直前期の純資産額の〇〇％）未満となった場合には、当社は本社債について期限の利益を（即時又は一定の補正期間経過後）喪失する。」

「当社の決算期における損益計算書に示される経常損益が、〇期連続して損失となった場合には、当社は本社債について期限の利益を（即時又は一定の補正期間経過後）喪失する。」

「当社が本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を（即時又は一定の補正期間経過後）設定した場合には、財務上の特約のうち、〇〇の条項は適用されない。」

（誤解を生ぜしめるような記載）

5-10 開示府令第2号様式記載上の注意(24)に規定する「工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項」の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意し、また、例えば、次のような投資判断資料として誤解を生ぜしめるような記載についてはこれを行わないことに留意する。

〔①～③ 同左〕

5-11 開示府令第2号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率（以下5-11において「PER」という。）及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第3項の規定による書類（以下「大量保有報告書等」という。）の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

〔①・② 同左〕

5-16 開示府令第2号様式記載上の注意(45)cに規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及びeに規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等

等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。

5-19 開示府令第2号様式記載上の注意(36) b及びcに規定する「主要な設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」には、リース資産を含むことに留意する。

5-19-2 開示府令第2号様式記載上の注意(55) j(a)及びkに規定する「提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係」には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係が含まれることに留意する。

5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

(追完情報)

5-25 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2) gに規定する「当該自己株式の取得状況等」を法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- ① 開示府令第十七号様式記載上の注意1(3)に規定する「報告月」は、決議株主総会の終了した日から有価証券届出書の提出日の最近日までの期間とする。
- ② [略]
- ③ 同様式中「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月における取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載するものとする。

ただし、自己株券買付状況報告書の提出後、当該有価証券届出書の提出日までの間に、株主総会決議による自己株式の取得がされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化がない場合には、その旨及び直前に提出した自己株券買付状況報告書の内容を記載することができる。

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2) c又は開示府令第2号の三様式記載上の注意(2) cに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書(四半期報告書及び半年期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

(1年間の継続開示)

5-26 開示府令第9条の3第1項又は第9条の4第2項の規定による1年間継続して有価証券報告書を提出している者とは、次のいずれかに該当する者であって、当該有価証券届出書提出日の属する年の前年の応当日(以下5-26において「応当日」という。)以後当該有価証券届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものをいう。

①・② 略

5-29 開示府令第9条の4第5項第1号イからハまでに規定する算定基準日、その属する年の前年の応当日又は当該算定基準日の属する年の前々年の応当日における「時価総額」は、それぞれの日の最終価格により

に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。

5-19 開示府令第2号様式記載上の注意(36) b及びcに規定する「設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」には、リース資産を含むことに留意する。

5-19-2 開示府令第2号様式記載上の注意(55) j(a)に規定する「提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係」には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係が含まれることに留意する。

5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表若しくは四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表若しくは財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

(追完情報)

5-25 [同左]

- ① 開示府令第十七号様式記載上の注意1に規定する「報告月」は、決議株主総会の終了した日から有価証券届出書の提出日の最近日までの期間とする。
- ② [同左]
- ③ 同様式記載上の注意2(3)に規定する「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月における取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載するものとする。

ただし、自己株券買付状況報告書の提出後、当該有価証券届出書の提出日までの間に、株主総会決議による自己株式の取得がされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化がない場合には、その旨及び直前に提出した自己株券買付状況報告書の内容を記載することができる。

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2) c又は開示府令第2号の三様式記載上の注意(2) cに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由の記載に当たっては、有価証券報告書(四半期報告書及び半年期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

(1年間の継続開示)

5-26 開示府令第9条の3第1項又は第9条の4第2項の規定による1年間継続して有価証券報告書を提出している者とは、次のいずれかに該当する者であって、当該有価証券届出書提出日前1年の応当日(以下5-26において「応当日」という。)以後当該有価証券届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものをいう。

①・② 同左

5-29 開示府令第9条の4第5項第1号イから三までに規定する算定基準日、その属する年の前年の応当日又は当該算定基準日の属する年の前々年の年の応当日における「時価総額」は、それぞれの日の最終価格に

算定した額とする。この場合において、上場株式の最終価格は、本邦における主要な一金融商品取引所の市場価格によるものとする。

5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式5-1により、店頭登録会社にあつては様式5-1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式5-2により作成するものとする。

(様式5-1) [略]

(様式5-2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社印

会社名

代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 (次のいずれかを記載する。)

イ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日( 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

( 年 月 日の募集)  
券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円  
( 年 月 日の売出し)  
券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円  
合計額 \_\_\_\_\_ 円

ロ 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準日(年月日)における当該株券の基準時時価総額が1000億円以上である。 \_\_\_\_\_ 円

(注) 開示府令第9条の4第5項第3号に規定する「基準時時価総額」は、算定基準日における主要な一指定外国金融商品取引所の市場相場による株券の最終価格により算出した額とする。

5-33 開示府令第2号の四様式記載上の注意(2) bに規定する「その他募集に当たっての重要な事項」とは、上場申請又は登録申請の受理の取消し等の措置に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等をいう。

5-41 開示府令第2号の四様式中「保有期間等に関する確約」欄の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者(株券等を預託しない場合にはその旨)、保有期間等について記載するものとする。

(経営成績の概要等の記載)

5-43 開示府令第2号の四様式記載上の注意(16) b(a)から(d)まで又は(21) b(a)から(d)までに規定す

より算定した額とする。この場合において、上場株式の最終価格は、本邦における主要な一金融商品取引所の市場価格によるものとする。

5-30 [同左]

(様式5-1) [同左]

(様式5-2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社印

会社名

代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 (次のいずれかを記載する。)

イ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日( 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

( 年 月 日の募集)  
券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円  
( 年 月 日の売出し)  
券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円  
合計額 \_\_\_\_\_ 円

ロ 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準日(年月日)における当該株券の基準時時価総額が1000億円以上である。 \_\_\_\_\_ 円

(注) 開示府令第9条の4第5項第3号に規定する「基準時時価総額」は、算定基準日における主要な一指定外国金融商品取引所の市場相場による株券の最終価格により算出した額とする。

5-33 開示府令第2号の四様式記載上の注意(2) bに規定する「その他の募集に当たっての重要な事項」とは、上場申請又は登録申請の受理の取消し等の措置に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等をいう。

5-41 開示府令第2号の四様式記載上の注意(25) a(e)に規定する「保有期間等に関する確約」の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者(株券等を預託しない場合にはその旨)、保有期間等について記載するものとする。

(経営成績の概要等の記載)

5-43 開示府令第2号の四様式記載上の注意(16) b(a)から(d)までに規定する「経営成績の概

る「経営成績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。

5-44 開示府令第20条第1項の規定により有価証券届出書を当該会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出すべきものであるか否かは、当該会社が当該書類を提出する日において同項各号に掲げる会社に該当するか否かによる。

7-1 法第7条第1項に規定する「届出書類に記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

- ① 発行数又は券面総額に変更があった場合
- ② 〔略〕

7-3 開示府令第11条第1号に規定する「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

〔①～⑩ 略〕

⑩ 開示府令第19条第9項に規定する「デリバティブ取引その他の取引」に係る取決め若しくは同条第2項第1号リ(4)若しくは(5)に規定する「取決め」を締結した場合（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しなかつた有価証券が、当該取決めを締結したことにより行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされることとなった場合を含む。）又は同号リ(6)に規定する「取決め」があることを知った場合

7-4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7-3の①から⑭まで及び⑯に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑫に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表（7-13、8-4及び10-1において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添付書類として提出できるものとする。

7-6 開示府令第10条第1項第3号ホ(2)、第11条第2号、第14条の4第1項第1号ハ(2)、第14条の12第1項第1号ハ(2)又は第14条の13第1項第1号ヘ(2)若しくは第3号イ(2)に規定する「記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」とは、例えば、提出会社について親会社又は特定子会社の異動、代表取締役の異動等、提出会社又は連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があったことをいう。

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第4項に規定する有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載さ

要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。

5-44 開示府令第20条第1項の規定により有価証券届出書を当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長等に提出すべきものであるか否かは、当該会社が当該書類を提出する日において同項各号に掲げる会社に該当するか否かによる。

7-1 法第7条第1項に規定する「届出書類に記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

- ① 「発行数又は券面総額」に変更があった場合
- ② 〔同左〕

7-3 開示府令第11条第1号に規定する「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

〔①～⑩ 同左〕

⑩ 開示府令第19条第9項に規定する「デリバティブ取引その他の取引」に係る取決め若しくは同条第2項第1号リ(4)若しくは(5)に規定する「取決め」を締結した場合（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しなかつた有価証券が、当該取決めを締結したことにより行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされることとなった場合を含む。）又は(6)に規定する「取決め」があることを知った場合

7-4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7-3の①から⑭まで及び⑯に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑫に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表（7-12、8-4及び10-1において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書に掲げる書類を添付書類として提出できるものとする。

7-6 開示府令第10条第1項第3号ホ(2)、第11条第2号、第14条の4第1項第1号ハ(2)、第14条の12第1項第1号ハ(2)又は第14条の13第1項第1号ヘ(2)若しくは第3号イ(2)に規定する「記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」とは、例えば、提出会社について親会社又は特定子会社の異動、代表取締役の異動等又は提出会社若しくは連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があったことをいう。

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載さ

れ、又は記録されている株主に対し行われる場合でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

〔①～⑩ 略〕

⑩ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

〔⑫～⑮ 略〕

⑫ 提出会社について親会社又は特定子会社の異動、主要株主の異動、代表取締役の異動等、提出会社又は連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、株式交換、株式移転、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があった場合

⑬ 有価証券届出書の記載事項中「経理の状況」につき、開示府令第2号様式記載上の注意(74)に掲げる事項の一に該当することとなった場合

⑭ [略]

⑮ 開示府令第19条第9項に規定する「デリバティブ取引その他の取引」に係る取決め若しくは同条第2項第1号リ(4)若しくは(5)に規定する「取決め」を締結した場合（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しなかった有価証券が、当該取決めを締結したことにより行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされることとなった場合を含む。）又は同号リ(6)に規定する「取決め」があることを知った場合

（有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い）

8-2 法第4条第1項から第3項までの規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。

① [略]

② 当該届出者が法第5条第4項各号に掲げる全ての要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該届出者から当該取扱いについて申出がない場合又は当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

法第5条第4項各号に掲げる全ての要件を満たすものが、開示府令第2号の三様式又は第七号の三様式以外の様式により作成した有価証券届出書を提出する場合には、当該有価証券届出書に法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類を添付することに留意する。

③ ①及び②に規定する「15日に満たない期間を経過した日」とは、おおむね7日を経過した日をいう。

ただし、その期間については、少なくとも、4日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）を確保することとし、確保できない場合は、4日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を確保できるように日数を加算して効力発生日を指定する。

〔④～⑥ 略〕

（特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い）

8-3 法第4条第1項の規定による届出に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、直ちにその届出の効力を生じさせることができるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

れ、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

〔①～⑩ 同左〕

⑩ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第1条第22号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

〔⑫～⑮ 同左〕

⑫ 提出会社について親会社又は特定子会社の異動、主要株主の異動、代表取締役の異動等又は提出会社若しくは連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、株式交換、株式移転、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があった場合

⑬ 有価証券届出書の記載事項中「経理の状況」につき、開示府令第2号様式記載上の注意(74)各号の一に該当することとなった場合

⑭ [同左]

⑮ 開示府令第19条第9項に規定する「デリバティブ取引その他の取引」に係る取決め若しくは同条第2項第1号リ(4)若しくは(5)に規定する「取決め」を締結した場合（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しなかった有価証券が、当該取決めを締結したことにより行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされることとなった場合を含む。）又は(6)に規定する「取決め」があることを知った場合

（有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い）

8-2 [同左]

① [同左]

② 当該届出者が法第5条第4項各号に掲げる全ての要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該届出者から当該取扱いについて申出がない場合、又は当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

法第5条第4項各号に掲げる全ての要件を満たすものが、開示府令第2号の三様式又は第七号の三様式以外の様式により作成した有価証券届出書を提出する場合には、当該有価証券届出書に法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類を添付することに留意する。

③ ①及び②に規定する「15日に満たない期間を経過した日」とは、おおむね7日を経過した日をいう。

ただし、その期間については、少なくとも、4日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）を確保することとし、確保できない場合は、4日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を確保できるように日数を加算して効力発生日を指定する。

〔④～⑥ 同左〕

（特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い）

8-3 [同左]

- (1) 有価証券届出書の届出者が次に掲げる全ての要件を満たすこと。
- ① [略]
  - ② 上場株券（開示府令第9条の4第5項第1号に規定する上場株券をいう。(2)において同じ。)又は店頭登録株券（同号に規定する店頭登録株券をいう。(2)において同じ。)に該当する株券を発行していること。
  - ③ [略]
- (2) 次のいずれかに係る届出であること。
- ① [略]
  - ② 新株予約権無償割当て（外国会社とその設立に当たって準拠した外国の法令に基づいて行うこれに相当するものを含む。）に係る新株予約権証券（本邦の金融商品取引所に上場され（特定上場有価証券として上場される場合を除く。以下②において同じ。）、若しくはその発行後、遅滞なく上場されることが予定されている新株予約権証券又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録され（特定店頭売買有価証券として登録される場合を除く。以下②において同じ。）、若しくはその発行後、遅滞なく登録されることが予定されている新株予約権証券に限る。）であって、上場株券又は店頭登録株券に該当する株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示するものの募集
- (3) 募集に係る届出にあっては、次の①又は②に掲げる有価証券の区分に応じ当該①又は②に定める割合が20%以下であること。
- ①・② 略

（訂正届出書に係る効力発生日の取扱い）

8-4 法第7条第1項の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日については、次によることとする。

[イ～ハ 略]

ニ 7-1②、7-3及び7-10の規定により訂正届出書の提出があった場合その他証券情報以外の情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合は、原則として、法第8条第3項の規定を適用して3日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。

なお、法第7条第1項後段の規定により提出された証券情報以外の情報に関する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合は、適用外とし、法第8条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと思われる場合は、この限りではない。

10-1 法第10条の規定による処分等を行う場合は、以下のとおり取扱う。

- ① [略]
  - ② 有価証券届出書に重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること（以下10-1において「虚偽記載等」という。）がある可能性が判明した場合は、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求めることを通じて、事実関係の把握に努めることとする。
- なお、連結財務諸表等に係る虚偽記載等がある可能性が判明した場合は、当連結財務諸表等に監査証明を行った公認会計士又は監査法人（24-13及び25-2において「監査法人等」という。）に対しても、深度あるヒアリング、若しくは必要に応じて、法第26条又は第193条の2第6項の規定に基づく報告を求めることとする。

その結果、虚偽記載等があることが判明した場合は、速やかに自発的な訂正届出書を提出することを

- (1) [同左]
- ① [同左]
  - ② 上場株券（開示府令第9条の4第5項第1号に規定する上場株券をいう。(2)において同じ。)又は店頭登録株券（開示府令第9条の4第5項第1号に規定する店頭登録株券をいう。(2)において同じ。）に該当する株券を発行していること。
  - ③ [同左]
- (2) [同左]
- ① [同左]
  - ② 新株予約権無償割当て（外国会社とその設立に当たって準拠した外国の法令に基づいて行うこれに相当するものを含む。）に係る新株予約権証券（本邦の取引所に上場され（特定上場有価証券として上場される場合を除く。以下②において同じ。）、若しくはその発行後、遅滞なく上場されることが予定されている新株予約権証券又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録され（特定店頭売買有価証券として登録される場合を除く。以下②において同じ。）、若しくはその発行後、遅滞なく登録されることが予定されている新株予約権証券に限る。）であって、上場株券又は店頭登録株券に該当する株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示するものの募集
- (3) 募集に係る届出にあっては、次の①又は②に掲げる有価証券の区分に応じ当該①又は②に掲げる割合が20%以下であること。
- ①・② 同左

（訂正届出書に係る効力発生日の取扱い）

8-4 [同左]

[イ～ハ 同左]

ニ 7-1②、7-3及び7-10の規定により、訂正届出書の提出があった場合及びその他証券情報以外の情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合は、原則として、法第8条第3項の規定を適用して3日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。

なお、法第7条第1項後段の規定により提出された証券情報以外の情報に関する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合は、適用外とし、法第8条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと思われる場合は、この限りではない。

10-1 [同左]

- ① [同左]
  - ② 有価証券届出書に重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること（以下10-1において「虚偽記載等」という。）がある可能性が判明した場合は、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求めることを通じて、事実関係の把握に努めることとする。
- なお、連結財務諸表等に係る虚偽記載等がある可能性が判明した場合は、当連結財務諸表等に監査証明を行なった公認会計士又は監査法人（25-2において「監査法人等」という。）に対しても、深度あるヒアリング、若しくは必要に応じて、法第26条又は第193条の2第6項の規定に基づく報告を求めることとする。

その結果、虚偽記載等があることが判明した場合は、速やかに自発的な訂正届出書を提出することを

求めることとし、適正な訂正届出書の提出がなされないと認められた場合、公益又は投資者保護上必要と考えられる場合等には、速やかに法第 10 条第 1 項に基づく訂正届出書の提出命令の手続に入ることとする。

- ③ 訂正届出書の提出命令を行おうとする場合、法第 8 条第 1 項の期間が経過するまでに、必要と考えられる訂正が行われない可能性がある等、必要かつ適当と認められる場合には、法第 10 条第 1 項の規定による効力の停止命令を併せて行うことを検討するものとする。
- ④ 法第 10 条第 4 項に定める同条第 1 項の規定による効力の停止命令の解除の決定については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 26 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、訂正届出書の内容のほか、提出者の財務処理体制、内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

11-1 法第 11 条の規定による処分等を行う場合は以下のとおり取り扱う。

①・② 略

- ③ 法第 11 条第 2 項に定める同条第 1 項の規定による処分の解除の決定に当たっては、当該虚偽記載に係る投資者への周知のほか、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 26 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、提出者の財務処理体制、内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

(届出目論見書の特記事項の記載例)

13-2 開示府令第 13 条第 1 項に規定する事項の記載例は、おおむね次のとおりとする。

[イ〜 略]

ト 社債 (発行価格の未定) の場合

原則として新株予約権付社債 (ニ及びホ) の記載に準ずる。

(注) 1 [略]

2 「新株予約権の行使時の払込金額 (利率) 等」を「発行価格 (利率) 等」とする。

3 [略]

チ 募集 (又は売出し) をする有価証券が外国通貨 (又は暗号資産) をもって表示されている場合

今回募集 (又は売出し) を行う有価証券は、外国通貨 (又は暗号資産) をもって表示されておりますので、外国為替相場 (又は暗号資産の価値) の変動により影響を受けることがあります。

リ 開示府令第 13 条第 1 項第 2 号の届出目論見書

[記載例略]

(特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生)

15-1 法第 15 条第 1 項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第 4 条第 1 項本文、第 2 項本文又は第 3 項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成 (法第 2 条の 3 第 1 項に規定する組織再編成をいう。) の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

(訂正目論見書の分かりやすい表示)

求めることとし、適正な訂正届出書の提出がなされないと認められた場合若しくは公益又は投資者保護上必要と考えられる場合等には、速やかに法第 10 条第 1 項に基づく訂正届出書の提出命令の手続に入るることとする。

- ③ 訂正届出書の提出命令を行おうとする場合、法第 8 条第 1 項の期間が経過するまでに、必要と考えられる訂正が行われない可能性がある等、必要かつ適当と認められる場合には、効力の停止命令を併せて行うことを検討するものとする。
- ④ 法第 10 条第 4 項に定める停止命令の解除の決定については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 26 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、訂正届出書の内容のほか、提出者の財務処理体制並びに内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

11-1 法第 11 条の規定による処分等を行う場合は以下のとおり取扱う。

①・② 同左

- ③ 法第 11 条第 2 項に定める処分の解除の決定に当たっては、当該虚偽記載に係る投資者への周知のほか、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 26 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、提出者の財務処理体制並びに内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

(届出目論見書の特記事項の記載例)

13-2 [同左]

[イ〜 同左]

ト 社債 (発行価格の未定) の場合

[同左]

(注) 1 [同左]

2 「新株予約権の行使時の払込金額等」を「発行価格 (利率) 等」とする。

3 [同左]

チ 募集 (又は売出し) をする有価証券が外国通貨 をもって表示されている場合

今回募集 (又は売出し) を行う有価証券は、外国通貨 をもって表示されておりますので、外国為替相場 の変動により影響を受けることがあります。

リ 開示府令第 13 条第 1 項第 3 号の届出目論見書

[同左]

(特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生)

15-1 法第 15 条第 1 項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第 4 条第 1 項本文、第 2 項本文又は第 3 項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成 (法第 2 条の 2 第 1 項に規定する組織再編成をいう。) の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

(訂正目論見書の分かりやすい表示)

15-4 法第 15 条第 5 項の規定により、訂正目論見書の交付に代えて発行価格等を公表した場合は、これに加えて、その他の資料において当該公表した発行価格等を分かりやすく表示することができる。

(発行登録書提出における留意事項)

23 の 3-4 発行登録書を提出する場合、発行登録番号及び発行予定期間の記載については、提出前に提出先の財務局に確認する必要があることに留意する。

また、発行登録は募集又は売出しごとに提出する必要があるほか、発行登録を行う有価証券の種類（開示府令第 1 条第 2 号に規定する有価証券の種類をいう。以下同じ。）が異なる場合は、当該有価証券の種類ごとに発行登録書を提出する必要があることに留意する。

なお、有価証券の種類が同一であるものについては、原則として、発行登録書は複数提出しないものとするが、有価証券の内容、発行の目的等（以下 23 の 3-4 において「内容等」という。）が発行登録時点において異なるものとして決定されている場合は、当該内容等ごとに発行登録書を提出することを妨げないものとし、開示府令第十一号様式の「発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類」に当該内容等を注記するものとする。

23 の 4-3 「保証会社等の情報」に記載されている又は記載されるべき書類と同種の書類が新たに提出された場合（ただし、保証会社等が継続開示会社に該当しない会社である場合には、当該書類が新たに作成されたとき）には、訂正発行登録書の提出を要することに留意する。

(訂正を要しない事項)

23 の 4-4 開示府令第十一号の三様式記載上の注意(3)(e)「引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと」には、単なる名称変更は含まれないことに留意する。

(訂正発行登録書の記載)

23 の 4-5 開示府令第十一号の三様式記載上の注意(3)(g)に掲げる事由により訂正発行登録書を提出する場合は、投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により、訂正内容を記載することに留意する。

(訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間)

23 の 5-3 発行登録が効力を生じた日以後に、法第 23 条の 4 の規定により訂正発行登録書が提出された場合（発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。）における法第 23 条の 5 第 2 項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でないと思われる場合は、この限りでない。

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次に掲げる事由に応じ、それぞれ次に定める期間を経過する日までとする。

① 新たに有価証券報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 2 日（当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね 4 日）

②～④ 略

[ロ・ハ 略]

法第 23 条の 7（発行登録取下届出書の提出）関係

15-4 法第 15 条第 5 項の規定により訂正目論見書の交付に代えて、発行価格等を公表した場合は、これに加えて、その他の資料において当該公表した発行価格等を分かりやすく表示することができる。

(発行登録書提出における留意事項)

23 の 3-4 発行登録書を提出する場合、発行登録番号及び発行予定期間の記載については、提出前に提出先の財務局に確認する必要があることに留意する。

また、発行登録は募集又は売出しごとに提出する必要があるほか、法第 2 条第 1 項に掲げる有価証券の種類が異なる場合は、当該有価証券の種類ごとに発行登録書を提出する必要があることに留意する。

なお、有価証券の種類が同一であるものについては、原則として、発行登録書は複数提出しないものとするが、有価証券の内容又は発行の目的等（以下 23 の 3-4 において「内容等」という。）が発行登録時点において異なるものとして決定されている場合は、当該内容等ごとに発行登録書を提出することを妨げないものとし、開示府令第十一号様式の「発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類」に当該内容等を注記するものとする。

23 の 4-3 「保証会社等の情報」に記載されている又は記載されるべき書類と同種の書類が新たに提出された場合（ただし、継続開示会社に該当しない会社のときには、当該書類が新たに作成された場合）には、訂正発行登録書の提出を要することに留意する。

(訂正を要しない事項)

23 の 4-4 開示府令第十一号の三様式記載上の注意(3)(e)に掲げる訂正発行登録書の提出理由のうち「引受人の異動」については、単なる名称変更は含まれないことに留意する。

(訂正発行登録書の記載)

23 の 4-5 開示府令第十一号の三様式記載上の注意(3)(e)により訂正発行登録書を提出する場合は、投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により、訂正内容を記載することに留意する。

(訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間)

23 の 5-3 [同左]

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次の各号に定める事由に応じ、それぞれ各号に定める期間を経過する日までとする。

① 新たに有価証券報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 2 日（当該訂正発行登録書が開示用電子情報処理組織（法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下 23 の 5-3 において「電子開示システム」という。）を使用しないで提出された場合は、おおむね 4 日）

②～④ 同左]

[ロ・ハ 同左]

[加える。]

(発行登録取下届出書の自発的提出)

23 の 7-1 発行登録者は、法第 23 条の 7 第 1 項に定めるとき以外であっても、開示府令第十一号の四様式又は第十四号の三様式により作成した発行登録取下届出書を財務局長等に提出することにより、当該発行登録を任意に取り下げることができることに留意する。

(発行登録取下届出書の提出先)

23 の 7-4 発行登録取下届出書を提出すべき財務局長等は、発行登録者が発行登録書を提出した財務局長等であることに留意する。

法第 23 条の 9 (形式不備等による訂正発行登録書の提出命令) 関係

(発行登録目論見書等の記載内容)

23 の 12-1 法第 23 条の 12 第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項に規定する発行登録目論見書、発行登録目論見書又は発行登録自補目論見書において記載すべき事項は、次に掲げる目論見書の区分に応じ、当該区分に定める事項とする。

①・② 略

(有価証券報告書の提出の始期)

24-1 法第 24 条第 1 項本文の規定の適用を受けない会社の発行する有価証券が、同項第 3 号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、開示府令第 16 条の 2 各号のいずれかに該当するときには、法第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる有価証券に該当することとなった日 (有価証券届出書の提出日をいう。) の属する事業年度から有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。

(会社更生法適用会社の事業年度の取扱い)

24-2 法第 24 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる有価証券の発行者である会社が、会社更生法の適用を受けたときの事業年度の取扱いは、次によるものとする。

① [略]

② ①に続く事業年度終了の日は、更生計画認可の日又は更生手続終了の日 (更生手続開始決定取消の日、更生計画不認可の日又は更生手続廃止の日をいう。) とする。

③ ②に続く事業年度終了の日は、定款 (更生計画による変更を含む。) に定める決算期日とする。

(合併の場合の有価証券報告書の提出義務)

24-5 法第 24 条第 1 項第 3 号の規定により有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し、又は有価証券報告書を提出していない会社に吸収合併されたときは、当該新設合併又は当該吸収合併に係る新設会社又は存続会社が法第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による有価証券の募集又は売出しに係る届出をしている場合を除き、当該新設会社又は存続会社は、法第 24 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券報告書の発行会社に該当し、同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。

(有価証券報告書提出免除の承認申請書)

24-7 令第 4 条第 1 項の承認申請書には、会社名、所在地、代表者の氏名及び理由 (同条第 2 項各号のいずれに該当するかにつき具体的に記載する。) を記載しなければならない。

(発行登録取下届出書の自発的提出)

23 の 7-1 発行登録者は、法第 23 条の 7 第 1 項に定めるとき以外であっても、開示府令第十一号の四様式又は第十四号の三様式により作成した発行登録取下届出書を財務局長等に提出することにより、当該発行登録を任意に取り下げることができることに留意する。

(発行登録取下届出書の提出先)

23 の 7-4 発行登録取下届出書を提出すべき財務局長等は、当該会社が発行登録書を提出した財務局長等であることに留意する。

法第 23 条の 9 (形式不備等による訂正発行登録書の提出) 関係

(発行登録目論見書等の記載内容)

23 の 12-1 法第 23 条の 12 第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項に規定する発行登録目論見書、発行登録目論見書又は発行登録自補目論見書において記載すべき事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

①・② 同左

(有価証券報告書の提出の始期)

24-1 法第 24 条第 1 項本文の規定の適用を受けない会社の発行する有価証券が、同項第 3 号に掲げる有価証券に該当することとなったときで、開示府令第 16 条の 2 に該当する場合には、法第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる有価証券に該当することとなった日 (有価証券届出書の提出日をいう。) の属する事業年度から有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。

(会社更生法適用会社の事業年度の取扱い)

24-2 [同左]

① [同左]

② ①に続く事業年度終了の日は、計画認可の日又は更生手続終了の日 (更生手続開始決定取消の日、更生計画不認可の日又は更生手続廃止の日をいう。) とする。

③ ②に続く事業年度の終了の日は、定款 (更生計画による変更を含む。) に定める決算期日とする。

(合併の場合の有価証券報告書の提出義務)

24-5 法第 24 条第 1 項第 3 号の規定により有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し又は有価証券報告書を提出していない会社に吸収合併されたときは、当該新設合併又は当該吸収合併に係る新設会社又は存続会社が法第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による有価証券の募集又は売出しに係る届出をしている場合を除き、当該新設会社又は存続会社は、法第 24 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券報告書の発行会社に該当し、同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。

(有価証券報告書提出免除の承認申請書)

24-7 令第 4 条第 1 項の承認申請書には、会社名、所在地、代表者の氏名及び理由 (令第 4 条第 2 項各号のいずれに該当するかにつき具体的に記載する。) を記載しなければならない。

(有価証券報告書提出義務免除)

24-12 法第 24 条第 1 項ただし書の規定により、同項第 3 号に掲げる有価証券（株券又は優先出資証券に限る。）の発行者である会社の当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名未満であって有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、当該事業年度の開始の日後に開始する事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名以上となっても、その後新たに当該有価証券が法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券に該当していなければ有価証券報告書の提出を要しないことに留意する。

(有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い)

24-13 法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者から、同項本文に規定する承認の申請があった場合には、以下の点に留意して、適切な判断を行うものとする。

(1) やむを得ない理由

法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者から、同項本文に規定する承認の申請があった場合であって、おおむね次の場合に該当するときは、「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当することに留意する。

〔①～④ 略〕

⑤ 法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者が外国の者である場合であって、当該者の本国の計算等に関する法令、慣行等により提出期限までに有価証券報告書を提出することができない場合

(2) 承認を必要とする理由を証する書面

開示府令第 15 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 15 条の 2 の 2 第 3 項第 5 号並びに第 17 条の 4 第 3 項第 5 号に規定する「理由を証する書面」は、例えば報道、適時開示等、承認を必要とする理由が発生したことが客観的に明らかとなるもので、提出期限の延長の必要性を判断するために必要な事項を明瞭に記載した書面であることを要する点に留意する。

なお、承認の申請理由が(1)③又は④に該当する場合には、上記の理由を証する書面に加え、監査法人等の見解並びに発行者の代表者による当該申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策について記載した書面も確認するものとする。

(3) 新たに承認する提出期限

新たに承認する提出期限の設定に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者の監査法人等とも連携し、個々の事案における提出期限の承認を必要とする理由の発生時期、復旧可能性、発行者の事業規模、事案の複雑性などを考慮した上で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な期限を定める必要がある。この場合において、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較考量の上、判断することに留意するものとする。

なお、承認の申請理由が(1)③又は④に該当する場合であって、提出期限を 1 月以上延長する旨の承認を行おうとする場合には、企業情報が開示されないことによる投資者への悪影響に配慮し、発行者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則に基づく開示等において当該発行者が財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組みを投資者に対して早期に表明しているかなど、当該発行者による情報開示の状況も考慮した上で、その期間の妥当性について判断するものとする。

(4) 申請の態様について

財務局は、(1)③又は④に関連する事項を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等に基づき開示した発行者があるときは、当該発行者に対して速やかに法第 24 条第 1 項本文に規定する承認の申

(有価証券報告書提出義務免除)

24-12 法第 24 条第 1 項ただし書の規定により、法第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる有価証券（株券又は優先出資証券に限る。）の発行者である会社の当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名未満であって有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、当該事業年度の開始の日後に開始する事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が 300 名以上となっても、その後新たに当該有価証券が法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券に該当していなければ有価証券報告書の提出を要しないことに留意する。

(有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い)

24-13 [同左]

(1) やむを得ない理由

[同左]

〔①～④ 同左〕

⑤ 法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者が外国の者である場合であって、当該者の本国の計算等に関する法令又は慣行等により提出期限までに有価証券報告書を提出することができない場合

(2) 承認を必要とする理由を証する書面

開示府令第 15 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 15 条の 2 の 2 第 3 項第 5 号並びに第 17 条の 4 第 3 項第 5 号に規定する「理由を証する書面」は、例えば報道、適時開示等、承認を必要とする理由が発生したことが客観的に明らかとなるもので、提出期限の延長の必要性を判断するために必要な事項を明瞭に記載した書面であることを要する点に留意する。

なお、承認の申請理由が(1)③又は(1)④に該当する場合には、上記の理由を証する書面に加え、監査法人等の見解並びに発行者の代表者による当該申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策について記載した書面も確認するものとする。

(3) 新たに承認する提出期限

新たに承認する提出期限の設定に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者の監査法人等とも連携し、個々の事案における提出期限の承認を必要とする理由の発生時期、復旧可能性、発行者の事業規模、事案の複雑性などを考慮した上で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な期限を定める必要がある。この場合において、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較考量の上、判断することに留意するものとする。

なお、承認の申請理由が(1)③又は(1)④に該当する場合であって、提出期限を 1 月以上延長する旨の承認を行おうとする場合には、企業情報が開示されないことによる投資者への悪影響に配慮し、発行者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則に基づく開示等において当該発行者が財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組みを投資者に対して早期に表明しているかなど、当該発行者による情報開示の状況も考慮した上で、その期間の妥当性について判断するものとする。

(4) 申請の態様について

財務局は、(1)③又は(1)④に関連する事項を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等に基づき開示した発行者があるときは、当該発行者に対して速やかに法第 24 条第 1 項本文に規定する承認

請の可否を判断させ、当該申請が必要であると当該発行者が判断した場合には速やかにこれを行わせることとする。

24 の4の7-3 その事業年度が3月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10 第1項各号に掲げる有価証券に限る。24 の4の7-5、24 の5-4及び24 の5-5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。

- ① 〔略〕
- ② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（①に掲げる場合に該当するものを除く。） 第1四半期会計期間の翌四半期会計期間（③、24 の4の7-9、24 の5-4及び24 の5-5において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ③ 〔略〕

24 の4の7-5 法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の翌四半期会計期間以後、継続して四半期報告書を提出しなければならないことに留意する。

ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により四半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかつたときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（同条第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない場合を除く。）、法第24条の5第1項の規定による半期報告書を提出することができることに留意する。

（様式上の記載項目）

24 の4の7-8 開示府令第4号の三様式中「議決権の状況」欄を記載する場合において、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

24 の4の7-9 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

（本邦以外の地域で募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期）

24 の5-8 開示府令第19条第2項第1号に規定する有価証券の募集又は売出しを本邦以外の地域において、当該募集又は売出しにつき当該地域の行政庁等に届出等を要することとされているときは、当該届出等をしたときが同号に規定する「募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第

の申請の可否を判断させ、当該申請が必要であると当該発行者が判断した場合には速やかにこれを行わせることとする。

24 の4の7-3 〔同左〕

- ① 〔同左〕
- ② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（①に掲げる場合に該当するものを除く。） 第1四半期会計期間の翌四半期会計期間（③、24 の5-4及び24 の5-5において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ③ 〔同左〕

24 の4の7-5 法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の翌四半期会計期間以後、継続して四半期報告書を提出しなければならないことに留意する。

ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかつたときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない場合を除く。）、法第24条の5第1項の規定による半期報告書を提出することができることに留意する。

（様式上の記載項目）

24 の4の7-8 開示府令第4号の三様式記載上の注意(16) aの規定により「議決権の状況」を記載する場合には、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができない場合には、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

24 の4の7-9 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。24 の4の7-10において同じ。）に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

（本邦以外の地域で募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期）

24 の5-8 開示府令第19条第2項第1号に規定する有価証券の募集又は売出しを本邦以外の地域において、当該募集又は売出しにつき当該地域の行政庁等に届出等を要することとされているときは、当該届出等をしたときが同号に規定する「募集（50名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第2条第4項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前1月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が50名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第

び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合」に該当することに留意する。

(有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出)

24の5-12 開示府令第19条第2項第2号に規定する「募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、2-4の③に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。

(取得者と提出会社との間の株券の保有に関する取決め)

24の5-14 開示府令第19条第2項第2号ニ(3)に規定する「保有期間その他の当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決め」とは、取得者と提出会社との間の当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有期間に係る取決めのほか、例えば、当該株券に関し、譲渡、担保差入れ、株券の不発行等の当該株券の保有に関連する取決めがある場合の当該取決めをいう。

(勧誘の相手方と提出会社との間の株券の譲渡等に関する取決め)

24の5-14-2 開示府令第19条第2項第2号の2イ(5)に規定する「勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」とは、例えば、譲渡制限期間、譲渡制限の解除の条件、提出会社による無償取得などの取決めがある場合の当該取決めをいう。

24の5-16 開示府令第19条第4項第1号ハに規定する目論見書に係る同条第6項の規定による翻訳文については、要約されたものであっても、次の要件に該当する場合には、当該翻訳文の提出があったものとみなして取扱うことに留意する。

① 略

② 翻訳文の余白等に、目論見書の記載事項に係る照会に対し責任をもって回答することができる者の氏名、連絡先(会社名・住所・電話番号)が記載されていること。

(異動の理由)

24の5-18 開示府令第19条第2項第3号ニに規定する「当該異動の理由」とは、財務諸表等規則第8条第4項各号に掲げる会社等又は同項各号に規定する他の会社等に該当することとなった、又は該当しなくなった具体的理由(当該異動の起因となった理由(例えば、株式の売却、株式の取得、設立、合併、解散、清算等)を含む。)をいう。

(主要株主に該当しない場合)

24の5-19 次に掲げる株式は、開示府令第19条第2項第4号に規定する主要株主に該当するか否かを判定する際の所有株式には含まれないことに留意する。

なお、同令様式の記載上の注意に規定する主要株主についても同様とする。

①～④ 略

(一連の行為として行われる子会社取得)

三項において同じ。)のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合」に該当することに留意する。

(有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出)

24の5-12 開示府令第19条第2項第2号に規定する「募集によらないで取得される有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、2-4の③に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。

(取得者と提出会社との間の株券の保有に関する取決め)

24の5-14 開示府令第19条第2項第2号ニ(3)に規定する「保有期間その他当該株券又は新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決め」とは、取得者と提出会社との間の当該株券又は新株予約権証券の保有期間に係る取決めのほか、例えば、当該株券に関し、譲渡、担保差入れ、株券の不発行等の当該株券の保有に関連する取決めがある場合の当該取決めをいう。

(勧誘の相手方と提出会社との間の株券の譲渡等に関する取決め)

24の5-14-2 開示府令第19条第2項第2号の2イ(5)に規定する「勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」とは、例えば、譲渡制限期間、譲渡制限の解除の条件、提出会社による無償取得などの取決めがある場合の当該取決めをいう。

24の5-16 開示府令第19条第4項第1号ハに規定する目論見書に係る同条第6項の規定による訳文については、要約されたものであっても、次の要件に該当する場合には、訳文の提出があったものとみなして取扱うことに留意する。

① 同左

② 訳文の余白等に、目論見書の記載事項に係る照会に対し責任をもって回答することができる者の氏名、連絡先(会社名・住所・電話番号)が記載されていること。

(異動の理由)

24の5-18 開示府令第19条第2項第3号ニに規定する「当該異動の理由」とは、財務諸表等規則第8条第4項各号に掲げる会社又は同項各号に規定する他の会社等に該当することとなった、又は該当しなくなった具体的理由(当該異動の起因となった理由(例えば、株式の売却、株式の取得、設立、合併、解散、清算等)を含む。)をいう。

(主要株主に該当しない場合)

24の5-19 次に掲げる株式は、開示府令第19条第2項第4号に規定する主要株主に該当するか否かを判定する際の所有株式には含まれないことに留意する。

なお、同令第二号様式から第五号様式まで及び第七号様式から第十号様式までの記載上の注意に規定する主要株主についても同様とする。

①～④ 同左

(一連の行為として行われる子会社取得)

24の5-22-3 開示府令第19条第2項第8号の2に規定する「当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが当該機関により決定された当該提出会社による子会社取得」及び同項第16号の2に規定する「当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが提出会社又は連結子会社の業務を執行する機関により決定された提出会社又は連結子会社による子会社取得」とは、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当することに留意する。

24の5-23 開示府令第19条第2項第9号の3に規定する「決議事項」には、有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるものとする。

(監査公認会計士等の異動理由及び経緯)

24の5-23-2 開示府令第19条第2項第9号の4ハ(4)に規定する監査公認会計士等の異動に至った理由及び経緯には、実質的な異動理由(異動が任期満了時である場合は、当該監査公認会計士等が監査を継続しない理由)及び経緯(期中に退任する場合には、期中であるにもかかわらず退任することとなった経緯)について詳細に記載することに留意する。

(1) 実質的な異動理由としては、例えば次に掲げる事項(複数可)について詳細に記載することに留意する。

① [略]

② 海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等への異動

③～⑩ 略

(2) [略]

(その他の債権)

24の5-24 開示府令第19条第2項第11号及び第18号に規定する「その他の債権」には、保証債務の履行による求償権(保証債務の履行額を損失として処理するために資産として計上されないものを含む。)が含まれることに留意する。

24の5-29 開示府令第19条第2項第1号ヲ(1)に規定する「一定の要件」とは、有価証券の募集又は売出しに際して引受人によるオーバーアロットメントが行われる場合で、引受人が実際に行うオーバーアロットメントの数量を上限としてグリーンシュエーションを行使できることとされている場合をいう。

(主要な支店における有価証券届出書等の公衆縦覧)

25-1 開示府令第22条第2項に規定する主要な支店に該当しなかった支店が、新たにこれに該当することとなった場合には、該当することとなった日前に提出された法第25条第1項各号に掲げる書類の写しも当該支店に備え置き、当該各号に定める期間を経過するまでの間は、これらの書類を公衆の縦覧に供しなければならないことに留意する。

(秘密事項等の非縦覧の承認)

25-2 法第25条第4項の規定による承認に当たっては、秘密事項の内容、公衆の縦覧に供しないことの必要性、投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。

承認申請については、申請理由を記載した申請書(様式任意)を提出することとし、必要に応じ、参考となる資料及び監査法人等関係者からの意見書等の添付を求めるものとする。

また、上場会社(上場予定も含む。)に係る承認については、必要に応じ当該会社が上場する金融商品

24の5-22-3 開示府令第19条第2項第8号の2及び第16号の2に規定する「当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが当該機関により決定された」子会社取得とは、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当することに留意する。

24の5-23 開示府令第19条第2項第9号の3に規定する決議事項には、有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるものとする。

(監査公認会計士等の異動理由及び経緯)

24の5-23-2 [同左]

(1) [同左]

① [同左]

② 海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等への異動

③～⑩ 同左

(2) [同左]

(その他の債権)

24の5-24 開示府令第19条第2項第11号及び第18号に規定するその他の債権には、保証債務の履行による求償権(保証債務の履行額を損失として処理するために資産として計上されないものを含む。)が含まれることに留意する。

24の5-29 開示府令第19条第2項第1号(1)ヲに規定する「一定の要件」とは、有価証券の募集又は売出しに際して引受人によるオーバーアロットメントが行われる場合で、引受人が実際に行うオーバーアロットメントの数量を上限としてグリーンシュエーションを行使できることとされている場合をいう。

(主要な支店における有価証券届出書等の公衆縦覧)

25-1 開示府令第22条第2項に規定する主要な支店に該当しなかった支店が、新たにこれに該当することとなった場合には、該当することとなった日前に提出された法第25条第1項各号に規定する書類の写しも当該支店に備え置き、当該各号に掲げる期間を経過するまでの間は、これらの書類を公衆の縦覧に供しなければならないことに留意する。

(秘密事項等の非縦覧の承認)

25-2 法第25条第4項の規定による承認に当たっては、秘密事項の内容、公衆の縦覧に供しないことの必要性、及び投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。

承認申請については、申請理由を記載した申請書(様式任意)を提出することとし、必要に応じ、参考となる資料及び監査法人等関係者からの意見書等の添付を求めるものとする。

また、上場会社(上場予定も含む。)に係る承認については、必要に応じ当該会社が上場する取引所の

取引所の意見も参考とすることとする。

なお、当該申請が事務所に到達した日から、2ヵ月（当該申請を補正するために要する期間又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間を除く。）以内に処分を行うよう努めるものとする。

（訂正命令による非縦覧の決定）

25-3 法第25条第6項の規定による決定については、公益又は投資者保護の観点から必要性を検討することとする。例えば、同項各号に掲げる処分を行ったにもかかわらず、速やかな訂正報告書等の提出が不可能と認められるものや、速やかに公衆の縦覧に供しないこととなれば、株価形成上問題となる恐れがあると認められる場合など、多数の投資者の投資判断に誤解を生ぜしめるものが対象となることが考えられる。

[削る。]

[削る。]

意見も参考とすることとする。

なお、当該申請が事務所に到達した日から、2ヵ月（当該申請を補正するために要する期間、又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間を除く。）以内に処分を行うよう努めるものとする。

（訂正命令による非縦覧の決定）

25-3 法第25条第6項の規定による決定については、公益又は投資者保護の観点から必要性を検討することとする。例えば、同項各号に係る処分を行なったにもかかわらず、速やかな訂正報告書等の提出が不可能と認められるものや、速やかに公衆の縦覧に供しないこととなれば、株価形成上問題となる恐れがあると認められる場合など、多数の投資者の投資判断に誤解が生ぜしめるものが対象となることが考えられる。

#### 法第166条（親子会社）関係

（親子会社）

166-1 開示用電子情報処理組織（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して又は磁気ディスクの提出により流通開示手続（証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成12年法律第96号）附則第6条第1項に規定する流通開示手続をいう。）を行った場合、法第27条の30の2に規定する内閣府の使用に係る電子計算機に記録された時点で令第29条の3の「公衆の縦覧に供された」こととなるので留意する（縦覧に供される状態で記録された場合に限る。）。但し、親会社の記載部分が非縦覧対象となった場合には、記録されても「公衆の縦覧に供された」ことにはならないので留意する。

#### 附 則

（代表者による適正性の確認に関する経過措置）

附-1 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第65号。以下「改正府令」という。）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例とされる改正府令第1条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「旧開示府令」という。）第10条第1項第1号トに定める「書面」（以下「届出書確認書」という。）並びに同項第2号ロに定める書類、同項第3号ロに定める書類、同項第3号の2に定める書類、同項第3号の3に定める書類、同項第4号イに定める書類、同項第5号イに定める書類及び同項第6号イに定める書類のうち「届出書確認書」については、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。

- ① 当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨
- ② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
- ③ 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
- ④ 当該確認について特記すべき事項

附-2 改正府令附則第3条第2項の規定によりなお従前の例とされる旧開示府令第17条第1項第1号へに定める書類（以下「有価証券報告書確認書」という。）及び同項第2号イに掲げる書類のうち「有価証券報告書確認書」並びに改正府令附則第3条第3項の規定によりなお従前の例とされる旧開示府令第18条第2項に規定する書面及び同条第3項第3号に規定する「書面」は、附-1の規定に準じて作成するものとする。

## C 個別ガイドライン

### II 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

第三者割当（開示府令第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。以下、C個別ガイドラインIIにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 審査対象先

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。

① 大規模な第三者割当（第二号様式記載上の注意(23-6)「大規模な第三者割当に関する事項」に該当するものをいう。以下、C個別ガイドラインIIにおいて同じ。）に該当する場合（ただし、資本提携又はグループ企業による株式の引受けの実態を有することが明らかなるものを除く。）

(注) ただし書に該当しない純投資又は資金調達目的での大規模な第三者割当の場合、第二号様式記載上の注意(23-3)e「株券等の保有方針」、同(23-4)「株券等の譲渡制限」における記載内容及び以下の③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

② 割当予定先の属性について周知性が低いと考えられる第三者割当である場合

(注) 上場会社の完全子会社又は上場会社が組成したファンド等が割当予定先となる場合等においては、基本的に審査対象から除かれるものと考えられるが、以下の③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

③ [略]

④ 法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券（以下④において「有報提出対象株券」という。）についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当により発行される場合であって、割当予定先、発行体等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第2条第3項第2号ハに規定する「多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合」には該当しないものと考えられる。よって、このような種類株券の取得勧誘について、臨時報告書を提出し、有価証券届出書の提出を回避しようとする者については、法令違反に該当する可能性があることから、有価証券届出書の必要性について入念に審査することに留意する。

なお、審査の結果、有価証券届出書の提出要件に該当すると考えられるものについては、有価証券届出書の提出を強く求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

#### (2) 審査要領

第二号様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。

なお、審査に際しては、必要に応じて当該届出書の提出者に具体的な説明を求めることとするが、個人等の秘密に関する事項等の記載については、十分配慮することに留意する。

##### ① 手取金の使途

イ. 記載上の注意(20)「手取金の使途」について、手取金使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時

る。

## C 個別ガイドライン

### II 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

[同左]

#### (1) 審査対象先

[同左]

① [同左]

(注) ただし書に該当しない純投資又は資金調達目的での大規模な第三者割当の場合、第二号様式記載上の注意(23-3)e「株券等の保有方針」、同(23-4)「株券等の譲渡制限」における記載内容及び以下の(1)③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

② [同左]

(注) 上場会社の完全子会社又は上場会社が組成したファンド等が割当予定先となる場合等においては、基本的に審査対象から除かれるものと考えられるが、以下の(1)③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

③ [同左]

④ 法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券（以下④において「有報提出対象株券」という。）についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当により発行される場合であって、割当予定先又は発行体等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第2条第3項第2号ハに規定する「多数のものに譲渡されるおそれが少ないもの」には該当しないものと考えられる。よって、今回、第三者割当の開示内容が改正されたことに鑑み、このような種類株券の取得勧誘について、臨時報告書を提出し、有価証券届出書の提出を回避しようとする者については、法令違反に該当する可能性があることから、有価証券届出書の必要性について入念に審査することに留意する。

なお、審査の結果、有価証券届出書の提出要件に該当すると考えられるものについては、有価証券届出書の提出を強く求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

#### (2) 審査要領

[同左]

##### ① 手取金の使途

イ. 記載上の注意(20)手取金の使途について、手取金使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に

期について、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査する。

(注) 「実態に即した記載」の審査に当たっては、必要に応じ、使途の内容に対応する事業計画、資金繰り、資金調達を行う理由等(資料を含む)を確認し、また、新株予約権の場合、権利行使の可能性や時期等との関係に留意し、開示書類に記載された使途の内容の整合性等に着目することが考えられる。

(資料の例)

- ・資金繰り表
- ・事業計画書
- ・返済計画表(使途が借入金等の返済の場合)
- ・各借入先別の月次返済計画を示す資料

また、提出者が割当予定先の紹介、あっせん等を行った第三者に支払う手数料等の対価であっても、例えば、払込金額の総額に対する手数料の割合が著しく高い等、その態様に応じ、手取金の使途として記載する必要があると考えられる。

[ロ・ハ 略]

## ② 割当予定先の状況

割当予定先の状況については、割当予定先が真に実在するか等が、必要に応じ資料等により確認され、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査するほか、以下の項目により審査を行うこととする。

### イ. 割当予定先の概要

第二号様式記載上の注意(23-3) a 「割当予定先の概要」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

a. 提出者は、第二号様式記載上の注意(23-3) a (a)に従い記載する住所又は同(c)及び(d)に規定する所在地の情報を、どのような方法(例えば、住民票、登記事項証明書等の書面や住所又は所在地への訪問等)で確認しているか。

また、提出者は、割当予定先が有価証券報告書提出会社以外の法人その他の団体の場合は、同記載上の注意に従い記載する主たる出資者及び業務執行組員等に関する情報をどのような方法で確認しているか。

b. [略]

c. 同(23-3) a (c)及び(d)に規定する主たる出資者は、おおむね 10%以上を出資している先が記載されているか。なお、当該主たる出資者について、法第27条の23第5項に規定する共同保有者に相当する者が存在する場合は、当該共同保有者に相当する者の出資分が考慮されているか。

d. 同(23-3) a (c)及び(d)に規定する「国内の主たる事務所の責任者」として、提出者の国内における代理人等が存在する場合は、当該代理人等が行う代理事務の内容等により、当該代理人等も含めて記載される場合が考えられる。

(注) [略]

e. [略]

[ロ. ~ニ. 略]

### ホ. 割当予定先の実態

第二号様式記載上の注意(23-3) g 「割当予定先の実態」のまた書きの記載内容を審査するに当たっては、次の事項に留意する。

a. 「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体」の認定に当たっては、「企業が反社会的勢力による被

ついて、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査する。

(注) 「実態に即した記載」の審査に当たっては、必要に応じ、使途の内容に対応する事業計画、資金繰り、資金調達を行う理由等(資料を含む)を確認し、また、新株予約権の場合、権利行使の可能性や時期等との関係に留意し、開示書類に記載された使途の内容の整合性等に着目することが考えられる。

(資料の例)

- ・資金繰り表
- ・事業計画書
- ・返済計画表(使途が借入金等の返済の場合)
- ・各借入先別の月次返済計画を示す資料

また、提出者が割当予定先の紹介、あっせん等を行った第三者に支払う手数料等の対価であっても、例えば、払込金額の総額に対する手数料の割合が著しく高い等、その態様に応じ、手取金の使途として記載する必要があると考えられる。

[ロ・ハ 同左]

## ② 割当予定先の状況

[同左]

### イ. 割当予定先の概要

[同左]

a. 提出者は、第二号様式記載上の注意(23-3) a (a)に従い記載する住所又は(c)及び(d)に規定する所在地の情報を、どのような方法(例えば、住民票又は登記事項証明書等の書面及び住所又は所在地への訪問等)で確認しているか。

また、提出者は、割当予定先が有価証券報告書提出会社以外の法人その他の団体の場合は、同記載上の注意に従い記載する主たる出資者及び業務執行組員等に関する情報をどのような方法で確認しているか。

b. [同左]

c. 同(23-3) a (c)及び(d)に規定する主たる出資者は、おおむね 10%以上を出資している先が記載されているか。なお、当該主たる出資者について、法第27条の23第5項に規定する共同保有者に相当する者が存在する場合は、当該共同保有者の出資分が考慮されているか。

d. 同(23-3) a (c)及び(d)に規定する主たる事務所の連絡責任者として、提出者の国内における代理人等が存在する場合は、当該代理事務の内容等により、当該代理人等も含めて記載される場合が考えられる。

(注) [同左]

e. [同左]

[ロ. ~ニ. 同左]

### ホ. 割当予定先の実態

[同左]

a. [同左]

害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)に規定される「反社会的勢力」の定義を参考にする。

(参考) [略]

(注) 「その他の犯罪行為」には、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引等不適切な取引等に係る犯罪行為が含まれることが考えられる。また、「割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか」には、直接的な関係以外に、特定団体等に資金を提供し、又は特定団体等から提供を受けた資金を運用した利益を特定団体等に還元するなどして、特定団体等の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人、法人その他の団体を通じた間接的な関係についても含まれることが考えられる。

[b.・c. 略]

d. b及びcについて、割当予定先が金融機関、金融商品取引業者又は金融商品取引所に上場する者等一定の類型に該当する場合に、当該類型に該当することの確認を記載することで足りるかどうかは、個別の事情により判断されると考えられる。

③ 発行条件に関する事項

第二号様式記載上の注意(23-5)「発行条件に関する事項」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

イ. [略]

ロ. 提出者が第三者割当は有利発行に該当しないと判断した場合、そのように提出者が判断した理由が具体的に記載されているか。

(注) この場合、株価下落リスク等の観点から十分な検討が行われていることが考えられるほか、例えば、株式の第三者割当において、発行価格が直前日の株価又は発行から1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の平均株価に一般的なディスカウント率(おおむね10%)を勘案した額のいずれかを下回っているが、有利発行に該当しないものと判断されている場合は、当該判断の過程が具体的に記載されていることが考えられる。

[ハ.・ニ. 略]

④ 大規模な第三者割当の必要性

第二号様式記載上の注意(23-8)「大規模な第三者割当の必要性」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

イ. (23-8) aに規定する「大規模な第三者割当を行うこととした理由」が手取金の額及び使途と関連付けられて具体的に説明されているか、提出者が他の種類の有価証券の発行、公募増資、株主割当、借入等の他の資金調達手段の比較を行っているか、当該比較を行っている場合にその比較を踏まえた判断の概要が記載されているか、提出者が新株予約権証券又は新株予約権証券付社債券を発行する場合は、提出者の資金需要、新株予約権が行使される時期、新株予約権行使を制限する条件の有無等との関係において、説明が具体的に記載されているか。

ロ. (23-8) aに規定する「既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」については、大規模な第三者割当による既存の株主にとっての利益又は不利益(例えば、議決権の希薄化による他の株主への影響、株価下落リスクに対する対応策等をいう。)について、提出者はどのような判断を行ったかに関して、具体的に記載されているか。

ハ. (23-8) bに規定する「経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見」とは、例えば、社外取締役、社外監査役、監査等委員会、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性(所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。)が記載されているか。

⑤ [略]

(参考) [同左]

(注) 「その他の犯罪行為」には、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引等不適切な取引等に係る犯罪行為が含まれることが考えられる。また、「割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか」には、直接的な関係以外に、特定団体等に資金を提供し、又は特定団体等から提供を受けた資金を運用した利益を特定団体等に還元するなどして、特定団体等の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人、法人及びその他の団体を通じた間接的な関係についても含まれることが考えられる。

[b.・c. 同左]

d. b及びcについて、割当予定先が金融機関、金融商品取引業者又は取引所に上場する者等一定の類型に該当する場合に、当該類型に該当することの確認を記載することで足りるかどうかは、個別の事情により判断されると考えられる。

③ 発行条件に関する事項

[同左]

イ. [同左]

ロ. [同左]

(注) この場合、株価下落リスク等の観点から十分な検討が行われていることが考えられるほか、例えば、株式の第三者割当において、発行価格が直前日の株価、又は発行から1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の平均株価に一般的なディスカウント率(おおむね10%)を勘案した額のいずれかを下回っているが、有利発行に該当しないものと判断されている場合は、当該判断の過程が具体的に記載されていることが考えられる。

[ハ.・ニ. 同左]

④ 大規模な第三者割当の必要性

[同左]

イ. (23-8) aに規定する「大規模な第三者割当を行うこととした理由」が手取金の額及び使途と関連付けられて具体的に説明されているか、提出者が他の種類の有価証券の発行、公募増資、株主割当又は借入等の他の資金調達手段の比較を行っているか、当該比較を行っている場合にその比較を踏まえた判断の概要が記載されているか、提出者が新株予約権証券又は新株予約権証券付社債券を発行する場合は、提出者の資金需要、新株予約権が行使される時期、新株予約権行使を制限する条件の有無等との関係において、説明が具体的に記載されているか。

ロ. (23-8) bに規定する「既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」については、大規模な第三者割当による既存の株主にとっての利益又は不利益(例えば、議決権の希薄化による他の株主への影響及び株価下落リスクに対する対応策等をいう。)について、提出者はどのような判断を行ったかに関して、具体的に記載されているか。

ハ. 「経営者から独立した者からの意見」とは、例えば、社外取締役、社外監査役、監査等委員会、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性(所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。)が記載されているか。

⑤ [同左]

(3) その他

[①・② 略]

③ 臨時報告書の審査

第三者割当により、開示府令第19条第2項第1号又は第2号に基づく臨時報告書が提出された場合においては、有価証券届出書に準じて審査を行うものとする。この場合、対象となる株券等における有価証券届出書の必要性についても入念に審査を行うものとし、対象となると考えられる場合には、有価証券届出書の提出を求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

III 「有価証券をもって対価とする場合の公開買付け」の記載に関する取扱いガイドライン

有価証券をもって対価とする公開買付けのための募集（売出し）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

(1) [略]

(2) その他

海外公開買付け（令第12条第7号に規定する海外公開買付けをいう。）のための募集（売出し）により、開示府令第19条第2項第1号又は第2号に基づく臨時報告書が提出された場合においては、有価証券届出書に準じて審査を行うものとする。この場合、対象となる株券等における有価証券届出書の必要性についても入念に審査を行うものとし、対象となると考えられる場合には、有価証券届出書の提出を求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

(3) その他

[①・② 同左]

③ 臨時報告書の審査

第三者割当により、開示府令第19条第2項第1号又は第2号に基づく臨時報告書が提出された場合においては、有価証券届出書に準じて審査を行うものとする。この場合、対象となる株券等における有価証券届出書の必要性についても入念に審査を行うものとし、対象となると考えられる場合には、有価証券届出書の提出を求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

III 「有価証券をもって対価とする場合の公開買付け」の記載に関する取扱いガイドライン

[同左]

(1) [同左]

(2) その他

海外公開買付け（令第12条第7号に規定する海外公開買付けをいう。）のための募集（売出し）により、開示府令第19条第2項第1号又は第2号に基づく臨時報告書が提出された場合においては、有価証券届出書に準じて審査を行うものとする。この場合、対象となる株券等における有価証券届出書の必要性についても入念に審査を行うものとし、対象となると考えられる場合には、有価証券届出書の提出を求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

○特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）

改正案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 定義府令第11条第1項第2号ロ及び第2項第1号ロ②、第13条第1項第2号ロ、第2項第2号ロ②及び第3項第1号ロ②、第13条の4第1項第2号ロ及び第2項第1号ロ②並びに第13条の7第1項第2号ロ、第2項第2号ロ②及び第3項第1号ロ②に規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</p> <p>（役員・従業員持株会に係る500名の取扱い）</p> <p>2-3 役員・従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、役員・従業員持株会（同様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該役員・従業員持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、<u>令第1条の7の2又は令第1条の8の5</u>に規定する「五百名」は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となる者が予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、役員・従業員株式所有制度における役員・従業員持株会による株券等の取得等が、<u>定義府令第16条第1項第7号の2イ</u>からへまでに掲げる全ての要件に該当するものである場合には、当該役員・従業員株式所有制度を利用した役員・従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利）</p> <p>3-1 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利は、令第2条の9第1項に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>① 当該権利の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいい、<u>法第2条の3第2項</u>に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいい、<u>法第2条の3第3項</u>に規定する組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合</p> <p>② 当該権利に係る<u>特定期間</u>（特定有価証券開示府令第4条の3第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の末日において、当該権利に係る出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に投資を行っている場合</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利）</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 定義府令第11条第1項第2号及び第2項第1号ロ、第13条第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロ、第13条の4第1項第2号及び第2項第1号ロ並びに第13条の7第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロに規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</p> <p>（役員・従業員持株会に係る500名の取扱い）</p> <p>2-3 役員・従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、役員・従業員持株会（開示府令第2号様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該役員・従業員持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、<u>令第1条の7の2若しくは令第1条の8の5</u>に規定する500名は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となる者が予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、役員・従業員株式所有制度における役員・従業員持株会による株券等の取得等が、<u>金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ</u>からへまでに掲げる全ての要件に該当するものである場合には、当該役員・従業員株式所有制度を利用した役員・従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利）</p> <p>3-1 [同左]</p> <p>① 当該権利の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいい、<u>法第2条の2第2項</u>に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいい、<u>法第2条の2第3項</u>に規定する組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合</p> <p>② 当該権利に係る<u>特定期間</u>の末日において、当該権利に係る出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に投資を行っている場合</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利）</p>

3-2 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、有価証券投資事業権利等（法第3条第3号イに規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当しないことに留意する。

〔①・② 略〕

（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利）

3-3 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第3号又は令第2条の13第10号に規定する「合名会社、合資会社又は合同会社の社員権」に該当するものとして取り扱うことに留意する。

〔①・② 略〕

（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利に該当する法第2条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる権利）

3-4 〔略〕

（届出の取下げ願いが提出された場合）

4-3 4-2により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第二項有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

（参照方式の利用適格書面）

4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ（同項第7号ハにおいて引用する場合を含む。）に掲げる「書面」はおおむね次の様式1により、同項第4号又は第8号イにおいて引用する同項第3号ハに掲げる「書面」はおおむね次の様式2により作成するものとする。

〔（様式1）・（様式2） 略〕

（主要なものとの間に締結した契約）

5-1 次に掲げる有価証券の発行者がそれぞれ次に定める者との間で契約（約款を除く。）を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ハに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。

〔①～⑦ 略〕

5-2 当該有価証券が外国投資信託証券でアンブレラファンド（複数のファンド相互間で無料又は通常より低い手数料により乗り換えることができる当該ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）群により一体として構成されるファンド）である場合において、これを構成するサブ・ファンドのうち、本邦において販売されない又は販売されていないもので、かつ、定款又は約款により他のサブ・ファンドと相互に乘換えができない当該サブ・ファンドについては、ファンドの経理状況等を記載しないことができる。

（特定有価証券の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合）

5-3 特定有価証券開示府令第11条の6第2項の規定による特定有価証券（同条第1項各号に掲げるもの

3-2 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、有価証券投資事業権利等に該当しないことに留意する。

〔①・② 同左〕

（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利）

3-3 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第3号に規定する合名会社、合資会社又は合同会社の社員権に該当するものとして取り扱うことに留意する。

〔①・② 同左〕

（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる権利）

3-4 〔同左〕

（届出の取下げ願いが提出された場合）

4-3 4-2により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第二項有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

（参照方式の利用適格書面）

4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ又は第7号ハに規定する「書面」はおおむね次の様式1により、同項第4号イ又は第8号イに規定する「書面」はおおむね次の様式2により作成するものとする。

〔（様式1）・（様式2） 同左〕

（主要なものとの間に締結した契約）

5-1 次の各号に掲げる有価証券の発行者が当該各号に定める者との間で契約（約款を除く。）を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ハに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。

〔①～⑦ 同左〕

5-2 当該有価証券が外国投資信託証券でアンブレラファンド（複数のファンド相互間で無料又は通常より低い手数料により乗り換えることができる当該ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）群により一体として構成されるファンド）である場合において、これを構成するサブ・ファンドのうち、日本において販売されない又は販売されていないもので、かつ、定款又は約款により他のサブ・ファンドと相互に他のサブ・ファンドと相互に乘換えができない当該サブ・ファンドについては、ファンドの経理状況等を記載しないことができる。

（特定有価証券の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合）

5-3 特定有価証券開示府令第11条の6第2項の規定による特定有価証券（同条第1項各号に掲げるもの

に限る。)の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合(ただし、募集又は売出しが募集事項等記載書面(特定有価証券開示府令第17条第3号に規定する募集事項等記載書面をいう。以下5-3において同じ。))の提出の直前まで行われている場合に限る。)とは、募集事項等記載書面の提出日の属する年の前年の応当日以後当該募集事項等記載書面の提出日までの間において、特定有価証券開示府令第11条の6第3項に規定する特定有価証券届出書提出会社により、継続して当該募集又は売出しが行われている場合であって、適正に当該特定有価証券の募集又は売出しに係る届出書類の提出義務及び継続開示義務が履行されているときをいう。

7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利(法第2条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。)に該当するものの取扱いについて準用する。

(追加型の投資信託証券等の募集に係る届出の効力発生日の取扱い)

8-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による追加型の投資信託証券の募集に係る届出に関し、次に掲げる全ての要件に該当する場合には、法第8条第3項の規定により、当該届出に係る有価証券届出書の提出日(以下8-1において「届出書提出日」という。)の翌日にその効力を生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

① 届出書提出日の属する年の前年の応当日(以下8-1において「応当日」という。)において当該投資信託証券の募集に係る有価証券届出書を既に提出しており、届出書提出日まで継続して募集を行っていること。

②・③ 略

8-2 8-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利に該当するものの取扱いについて準用する。

(一定の信託の併合により投資信託受益証券が新たに発行される場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-3 法第4条第1項の規定による投資信託受益証券の募集に係る届出に関し、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第29条の2第1項各号、第91条の2第1項各号又は第99条の2第1項各号に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)、委託者非指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)又は外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第24項に規定する外国投資信託をいう。)の併合(当該併合に係る委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託又は外国投資信託の各々について、継続開示義務が課され、かつ、これが適正に履行されている場合に限る。)により当該投資信託受益証券が新たに発行される場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から7日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)をいう。8-4において同じ。)の日数は、算入しない。)を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

13-1 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる。

また、目論見書(特定有価証券開示府令第15条第1号及び第2号に規定する目論見書を除く。)の記載

に限る。)の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合(ただし、募集又は売出しが募集事項等記載書面(同条第3項に規定する募集事項等記載書面をいう。以下5-3において同じ。))の提出の直前まで行われている場合に限る。)とは、募集事項等記載書面の提出日前1年の応当日以後当該募集事項等記載書面の提出日までの間において、同条第3項に規定する特定有価証券届出書提出会社により、継続して当該募集又は売出しが行われている場合であって、適正に当該特定有価証券の募集又は売出しに係る届出書類の提出義務及び継続開示義務が履行されているときをいう。

7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等(法第3条第3号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。)に該当するものの取扱いについて準用する。

(追加型の投資信託証券等の募集に係る届出の効力発生日の取扱い)

8-1 [同左]

① 届出書提出日前1年の応当日(以下8-1において「応当日」という。)において当該投資信託証券の募集に係る有価証券届出書を既に提出しており、届出書提出日まで継続して募集を行っていること。

②・③ 同左

8-2 8-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについて準用する。

(一定の信託の併合により投資信託受益証券が新たに発行される場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-3 法第4条第1項の規定による投資信託受益証券の募集に係る届出に関し、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第29条の2各号、第91条の2各号又は第99条の2各号に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)、委託者非指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)又は外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第24項に規定する外国投資信託をいう。)の併合(当該併合に係る委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託又は外国投資信託の各々について、継続開示義務が課され、かつ、これが適正に履行されている場合に限る。)により当該投資信託受益証券が新たに発行される場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から7日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)をいう。8-4において同じ。)の日数は、算入しない。)を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

13-1 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる。

また、目論見書(特定有価証券府令第15条第1項第1号及び第2号に規定する目論見書を除く。)の記

に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる。

13-2 法第 13 条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長）」、「発行者である会社印の印影」、「発行者の代表者印の印影又は代表者の署名」、「代理人印の印影及び代理人の署名」、「事務連絡者印の印影」、「事務連絡者氏名」、「連絡場所」及び「電話番号」については省略することができる。

24-3 2-3は、法第 24 条第 1 項第 4 号の規定における有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利の取扱いについて準用する。

24 の 5-3 24 の 5-1は、受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利に該当するものの取扱いについて準用する。

## B 個別ガイドライン

以下Bに掲げるガイドラインは、内国投資信託受益証券の内容の開示に関する留意事項を示したものであるが、内国投資信託受益証券以外の特定有価証券についても、その内容に鑑みて投資者保護の観点からこれらのガイドラインに準じた取扱いが必要な場合もあることに留意する。

### I 「投資方針」及び「投資対象」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(15)に規定する「ファンドの運用に関する基本的態度」及び同様式「記載上の注意」(16) aに規定する「投資対象とする資産」については、以下に掲げる事項も記載することに留意する。

〔1〕・〔2〕 略

(3) ファンドの運用者（委託会社等（第4号様式「記載上の注意」(4) bに規定する委託会社等をいう。以下3において同じ。）又は委託会社等がファンドの運用の指図の権限若しくは運用の権限を委託する場合の当該委託先をいう。）が、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い、又は行うことがある場合には、当該取引の内容及び当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置に関する事項

### II 「投資リスク」に関する取扱いガイドライン

1 特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(20) aに規定する「ファンドのもつリスク」については、以下に掲げる記載をすべき場合があることに留意する。

〔1〕・〔2〕 略

2 特定有価証券開示府令第4号様式記載上の注意(20) bに規定する「投資リスクに対する管理体制」については、流動性リスクの重要性に鑑み、流動性リスクに対する管理体制も記載すべき場合があることに留意する。

### III 「換金（解約）手続」に関する取扱いガイドライン

載に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる。

13-2 法第 13 条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類名（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長）」、「発行者である会社印の印影」、「発行者の代表者印の印影又は代表者の署名」、「代理人印の印影及び代理人の署名」、「事務連絡者印の印影」及び「事務連絡者の氏名、連絡場所及び電話番号」については省略することができる。

24-3 2-3は、法第 24 条第 1 項第 4 号の規定における有価証券投資事業権利等の取扱いについて準用する。

24 の 5-3 24 の 5-1は、受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについて準用する。

## B 個別ガイドライン

〔同左〕

### I 「投資方針」及び「投資対象」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(15)に規定する「ファンドの運用に関する基本的態度」及び同様式「記載上の注意」(16) aに規定する「投資対象とする資産」については、以下に掲げる事項も記載することに留意する。

〔1〕・〔2〕 同左

(3) ファンドの運用者（委託会社等（第4号様式「記載上の注意」(4) bに規定する委託会社等をいう。以下3において同じ。）又は委託会社等がファンドの運用の指図の権限若しくは運用の権限を委託する場合の当該委託先をいう。）が、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い、又は行うことがある場合には、当該取引の内容及び当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置に関する事項

### II 「投資リスク」に関する取扱いガイドライン

1 特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(20) aに規定する「ファンドのもつリスク」については、以下に掲げる記載をすべき場合があることに留意する。

〔1〕・〔2〕 同左

2 特定有価証券開示府令第4号様式記載上の注意(20) bに規定する「投資リスクに対する管理体制」については、流動性リスクの重要性に鑑み、流動性リスクに対する管理体制も記載すべき場合があることに留意する。

### III 「換金（解約）手続」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(37) aに規定する「内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等」については、投資者による内国投資信託受益証券の換金（解約）が制限されること（一定の期間における換金（解約）制限、大口の換金（解約）の制限、金融商品取引所における取引の停止等による換金（解約）請求の受付の中止又は取消し等）がある場合には、その旨も記載することに留意する。

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(37) aに規定する「内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等」については、投資者による内国投資信託受益証券の換金（解約）が制限されること（一定の期間における換金（解約）制限、大口の換金（解約）の制限、金融商品取引所における取引の停止等による換金（解約）請求の受付の中止又は取消し等）がある場合には、その旨も記載することに留意する。